

第 113 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 27 回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF）仮議題
4-(2)	第 27 回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDVDF）主な検討議題
5-(1)	第 48 回 食品表示部会（CCFL）仮議題
5-(2)	第 48 回 食品表示部会（CCFL）主な検討議題
6-(1)	第 55 回 残留農薬部会（CCPR）議題
6-(2)	第 55 回 残留農薬部会（CCPR）概要

第 113 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 6 年 10 月 3 日（木）

15:00 ～ 17:00

場所：AP 虎ノ門 B ルーム
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第27回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）
- ・ 第48回 食品表示部会（CCFL）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第55回 残留農薬部会（CCPR）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

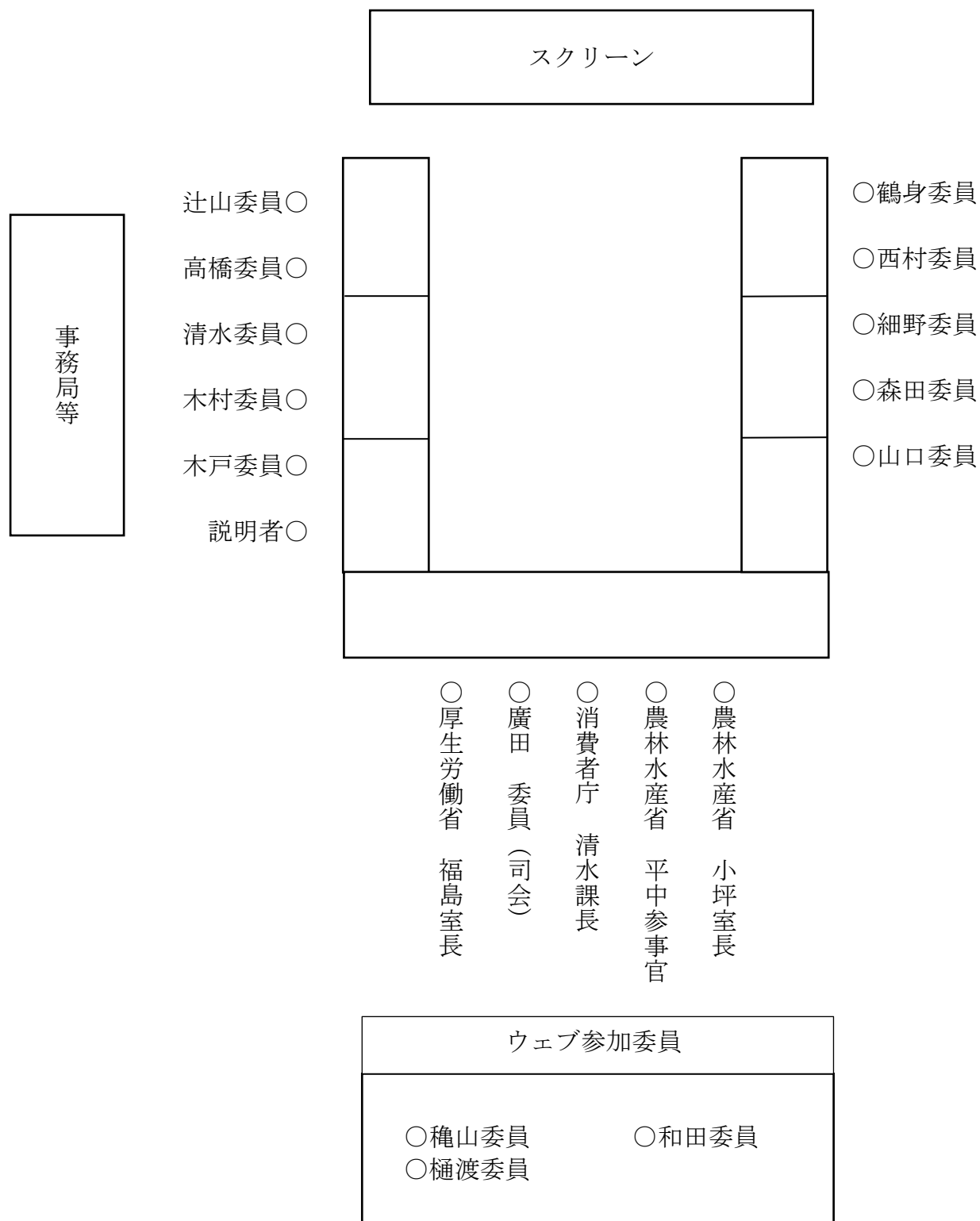
令和6年9月6日現在

(敬称略 50音順)

あきやま ひろし 磯山 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
き ど けいし 木戸 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら よ 木村 たま 代	主婦連合会 国際規格化推進マネージャー
くまがい ひ と み 熊谷 日登美	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
しみず たかし 清水 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし ゆうこ 高橋 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま やよい 辻山 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つる み かずひこ 鶴身 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら りょう 西村 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた ひろこ 廣田 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひ わたし ゆ き 樋渡 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほその ひでかず 細野 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部 品質保証推進部 専任部長
もりた ま き 森田 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち りゅうじ 山口 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ まさひろ 和田 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 113 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 6 年 10 月 3 日（木） 15:00～17:00
AP 虎ノ門 B ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 27 回食品残留動物用医薬品部会

日時：2024 年 10 月 21 日（月）～25 日（金）

場所：オマハ（米国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含む FAO/WHO からの関心事項
4	FAO/IAEA 合同食品・農業核技術センターからの関心事項
5	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む国際獣疫事務局（WOAH）からの関心事項
6	第 98 回 JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 4）
7	食品中の動物用医薬品に対する MRL の外挿
7.1	様々な化合物/食品の組合せに対する MRL の外挿案（ステップ 4）
7.2	食品中の動物用医薬品に対する MRL の外挿に関するその他の事項
8	飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順
9	コーデックス残留農薬部会（CCPR）及びコーデックス食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）における作業の調整
10	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
11	その他の事項及び今後の作業

12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2024 年 10 月 20 日（日）に仮議題 7、8 及び 10 に関連する作業部会が開催される予定。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 27 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）の主な検討議題

日時：2024 年 10 月 21 日（月）～25 日（金）

場所：オマハ（米国）

主要議題の検討内容

仮議題 6 第 98 回 JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）案（ステップ 4）

（経緯）

CCRVDF の各会合においては、従前より JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案を検討し、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）への評価要請を行った上で、その評価結果に基づき残留動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（Maximum Residue Limits:MRLs）案について議論をしている。

今回会合では、前回以前の会合からの継続的な検討品目はないが、第 98 回 JECFA による評価が行われ、MRL 案が勧告されたクロピドール、フマギリンジシクロヘキシルアミン及びイミダクロプリドの議論を行う予定である。

（対処方針）

いずれも JECFA による科学的評価に基づき提案された MRL 案であり、それらを支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 7 食品中の動物用医薬品に対する MRL の外挿

（経緯）

前々回会合において、MRL の外挿手法について議論を行い、JECFA の評価を基に設定されたある動物種の MRL を、動物種や組織の関係性、代謝等の要件を満たす場合に限り、他の動物種の MRL として適用する外挿の手法を導入すること、コーデックス手続マニュアルで定められている CCRVDF のリスクアナリシスの原則に反映すること等に合意し、その後、第 44 回コーデックス総会（CAC）で採択された。前回会合においては、この外挿手法を用いて、いくつかの化合物について MRL の外挿をすることに合意するとともに、電子的作業部会（EWG）（議長国：EU、共同議長国：コスタリカ）を設置し、魚類、ラクダ科動物、反芻動物の乳並びに肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対する MRL の外挿に関する 4 つの課題について継続的に議論することとなった。

今回会合では、これらの課題に関する EWG で作成された討議文書について、各国からのコメントに基づき議論する予定である。

（課題 1）魚類に対するルフェヌロン、エマメクチン安息香酸塩及びジフルベンズロンの MRL の外挿案（ステップ 4）

（対処方針）

EWG においては、魚類に対する外挿が議論されている、ルフェヌロン（サケ及びマスから魚類への外挿）、エマメクチン安息香酸塩（サケ及びマスから魚類への外挿）及びジフルベンズロン（サケから魚類への外挿）の3つの動物用医薬品のうち、ルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩については、CAC で採択された代謝等の要件を満たしていることから、外挿が可能と考えられるが、ジフルベンズロンについては、要件を満たしておらず、外挿は推奨されないとの結論に至った。そのため、要件を満たすルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩の外挿案は支持して差し支えないが、ジフルベンズロンについては、外挿の支持はしないとの立場で適宜対処したい。

（課題2）ラクダ科動物に対する MRL の外挿のための実行可能なアプローチの作成

（対処方針）

EWG において、ラクダ科動物は反芻するものの、消化器官の仕組みは反芻動物とは異なり、反芻動物又は非反芻動物のいずれでもなく、どちらの動物に設定された MRL の外挿も不確実性が高くなると議論された。また、ラクダ科動物に外挿するには、動物用医薬品の代謝が種を超えて同様であるという要件を満たす必要がある。ラクダ科動物を除く異なるグループの動物種（反芻動物、非反芻動物及び鳥類）で同一の MRL が設定されていること及び M:T 比（総残留物量に占める指標となる物質の残留量の比）の同一性があることの二つの条件を満たす場合に、代謝の要件を満たしていると思わせることから、外挿できると議論された。EWG の議論の方向性を支持する立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。

（課題3）特にデルタメトリン及びイベルメクチンに重点を置いた、牛の乳に設定された MRL を異なる動物種の乳に外挿するための規準の検討

（対処方針）

EWG において、牛の乳から他の反芻動物の乳へのデルタメトリン及びイベルメクチンの外挿について議論された。いずれの動物用医薬品についても動物種の違いによって、乳の脂肪含量及び代謝物の種類や組成（M:T 比）が異なる可能性があることから、EWG の議論は外挿は適切でないとの方向性となった。これまでの外挿を可能と判断するための必須の要件を満たしていないと考えられることから、EWG の議論の方向性を支持する立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。

（課題4）可食臓器の組織における化合物の分布に関する利用可能な情報を考慮した、肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対する MRL の外挿のための実行可能なアプローチの作成

（対処方針）

EWG においては、残留等に関するデータが限られており、今後も全てのデータが得られることは期待できないが、肝臓及び腎臓以外の可食臓器は、これまでも世界中で消費されており、動物用医薬品の残留による一般的な消費者の健康への懸念はないと思われることが結論付けられた。そこで、新たに EWG を設置し、検討作業を継続することの可否が議論される予定である。議論が継続する場合は、動物用医薬品のうち、外挿を検討する対象とするものは、MRL 設定に関する分類が消費者の健康への懸念がないこと等から、「不要（unnecessary）」とされているもの又はデータがないこと等から「設定なし（not

specified)」とされているものに絞り、両分類の理由の違いも考慮しつつ外挿を検討していくことを EWG から提案されている。自ら外挿を実装できない国もあるため、国際基準が設定されることは国際調和に資することから、EWG での議論の継続を支持する立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。また、CCRVDF のリソースも限られていることから、対象を絞ることは支持するが、例えば、設定なし (not specified) とされているものについては、データがないことなどといった問題点等があるため、健康影響がないかを注視していく立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。

仮議題 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順

(経緯)

前回会合においては、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバー※¹に関する一般的な耐容量（アクションレベル※²）の設定及びナイカルバジンの鶏卵へのキャリーオーバーに関するアクションレベルの設定について議論が行われた。各国からは、議論の目的やコーデックス手続マニュアルへの位置付け等の明確化について意見があり、今後の検討を継続することを前提に、一般的な規準、定義、手順等について議論された。

こうした議論を踏まえ、EWG（議長国：豪州、共同議長国：カナダ）を設置し、アクションレベル設定のための規準と手順をさらに検討していくこと、ナイカルバジン等の試験的調査 (pilot study) を再検討することが合意された。

今回会合では、EWG での検討を踏まえて、キャリーオーバーに関する一般的な考え方、ナイカルバジン及びラサロシドの鶏卵へのキャリーオーバーに関するアクションレベルの設定、米国から新たに提案のあったアクションレベルの設定に対する代替案等について各国からのコメントを踏まえ議論する予定である。

※ 1 飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーとは、飼料工場において、動物用医薬品（国内では、飼料添加物を含む。）を扱った後に、清掃等の対策を実施したにもかかわらず、起きてしまう飼料への当該動物用医薬品の非意図的かつ不可避な混入である。

※ 2 アクションレベルとは、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーによって生じる非対象動物中の最大残留濃度で、コーデックス委員会により食品中に許容されるものとして勧告するもの。

(対処方針)

国内においては、これまでのところ、キャリーオーバーが大きく問題となることは把握されておらず、キャリーオーバーを考慮したアクションレベルに対応する残留基準を検討した事例はない。国内においては、既に、鶏卵に対して、ナイカルバジンについては、不含有、ラサロシドについては、海外における意図的な適正使用に基づく MRL の設定がなされており、適切に管理されているものであることから、従来案、米国の代替案のいずれが採択されても差し支えないとの立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。

仮議題 9 コーデックス残留農薬部会 (CCPR) 及び CCRVDF における作業の調整

(経緯)

これまで、コーデックス残留農薬部会 (CCPR) 及び CCRVDF において、農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用する化合物に対する両部会間での調整、特に、可食臓器の定義や両部会間で調和の取れた単一の MRL の設定について、調整しながら作業を進めてきた。

今回合会においても、今後の両部会での連携すべき事項や作業等について、合同 EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル、ニュージーランド）で作成された討議文書を基に、各国からのコメントを踏まえ議論する予定である。

（対処方針）

合同 EWG からは、①課題の優先順位付け等の上、合同 EWG の継続、②農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用する化合物リストの作成、③化合物リストのうち、農薬と動物用医薬品間において、実質的に同一の畜産食品を対象としているが、異なる MRL が設定されているものを同定の上、ケースバイケースで、両部会間で調和の取れた単一の MRL の設定、④JECFA 及び FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）間における食品の記述に関する調和の 4 点が提案されており、こうした取組みは、CCRVD/CCPR 間及び JECFA/CCPR 間の整合性を高めることから、支持する立場で、各国からのコメントを踏まえつつ適宜対処したい。

仮議題 10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案（経緯）

前回合会では、各国より提案のあった動物用医薬品について検討を行い、優先順位リスト案を CAC に諮ることに合意した。また、今回合会の直前に、優先順位リスト案作成に係る物理的作業部会を開催し、各国からのコメントや情報について検討することとなった。

（対処方針）

コーデックス手続マニュアル（パラ 134）における優先順位リストに掲載するための要件（対象化合物が潜在的に公衆衛生上又は国際貿易上の問題を起こす可能性があること等）を満たしていることが確認され、各国等から期日までに JECFA にデータを提出できることが確認できた化合物については、優先順位リストへの掲載を支持して差し支えないとの立場で適宜対処したい。

第27回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDf)

日時：2024年10月21日～25日

場所：オマハ（米国）



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

議題案

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含むFAO/WHOからの関心事項
4	FAO/国際原子力機関（IAEA）からの関心事項
5	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む国際獣疫事務局（WOAH）からの関心事項
6	第98回JECFA（2024）の評価を受けた食品中の動物用医薬品の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ4）
7	食品中の動物用医薬品のMRLの外挿
7.1	様々な化合物/食品の組合せに対するMRLの外挿案（ステップ4）
7.2	動物用医薬品のMRLの外挿に関するその他の事項
8	飼料から畜産食品への非意図的及び不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のための基準及び手順
9	コーデックス残留農薬部会（CCPR）及び食品残留動物用医薬品部会（CCRVDf）における作業の調和
10	JECFAによる評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
11	その他の事項及び今後の作業

仮議題6 第98回JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）案（ステップ4）

【経緯】

- ・ CCRVDFの各会合において、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価結果に基づき残留動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（Maximum Residue Limits:MRLs）案について議論。
- ・ 今回会合では、第98回JECFAの評価においてMRL案が勧告された①クロピドール(抗コクシジウム薬)、②フマギリンジシクロヘキシルアミン(抗生物質)及び③イミダクロプリド(寄生虫駆除剤)の議論を行う予定。

仮議題6 第98回JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）案（ステップ4）

①クロピドール(抗コクシジウム薬)

食品	MRL案 (mg/kg)
鶏の腎臓	8.8
鶏の肝臓	10.4
鶏の筋肉	4.1
鶏の皮/脂肪	2.6

（国内の状況）牛、豚、鶏等の各組織に基準値あり

①フマギリンジシクロヘキシルアミン(抗生物質)

食品	MRL案 (mg/kg)
魚類の切り身	0.01
はちみつ	0.02 ※

（国内の状況）基準値なし

※ フマギリンとして

仮議題6 第98回JECFA（2024）の評価を受けた動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRL）案（ステップ4）

③イミダクロプリド(寄生虫駆除剤)

食品	MRL案 (mg/kg)
タイセイヨウサケ及び ニジマスの切り身	0.6

（国内の状況）牛、豚及び鶏の各組織に基準値あり

【対処方針】

- ・ いずれもJECFAによる科学的評価に基づき提案されたMRL案であり、MRL案を支持する立場で適宜対処。

仮議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

【経緯】

- ・ 前々回会合において、JECFAの評価を基に設定されたある動物種のMRLを、動物種や組織の関係性、代謝等の要件を満たす場合に限り、他の動物種のMRLとして適用する外挿の手法を導入することに合意。
（コーデックス手続マニュアルのCCRVDFリスクアナリシスの原則にも反映）
- ・ 前回会合においては、この外挿手法を用いて、いくつかの化合物（アモキシシリン等11品目）についてMRLの外挿することに合意。
- ・ 今回の会合では、電子的作業部会（EWG）（議長国：EU、共同議長国：コスタリカ）で議論を行った、①魚類、②ラクダ科動物、③反芻動物の乳並びに④肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対するMRLの外挿に関する4つの課題について議論する予定。

仮議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

課題①

魚類に対するルフェヌロン、エマメクチン安息香酸塩及びジフルベンズロンのMRLの外挿案（ステップ4）

【EWGでの議論】

- ・動物用医薬品のうち、ルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩（いずれもサケ及びマスから魚類への外挿）については、CACで採択された代謝等の要件を満たしていることから、外挿が可能。
- ・ジフルベンズロン（サケから魚類への外挿）については、要件を満たしておらず、外挿は推奨されないとの結論。

【対処方針】

- ・要件を満たすルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩の外挿案は支持して差し支えないが、ジフルベンズロンについては、外挿の支持はしないとの立場で適宜対処。

仮議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

課題②

ラクダ科動物に対するMRLの外挿のための実行可能なアプローチの作成

【EWGでの議論】

- ・ラクダ科動物は反芻するものの、消化器官の仕組は反芻動物とは異なり、反芻動物又は非反芻動物のいずれでもなく、どちらの動物に設定されたMRLの外挿も不確実性が高くなる。
- ・ラクダ科動物に外挿するには、動物用医薬品の代謝が種を超えて同様であるという要件を満たす必要。
- ・ラクダ科動物を除く異なるグループの動物種（反芻動物、非反芻動物等）で同一のMRLが設定されていること及びM:T比（総残留物量に占める指標となる物質の残留量の比）の同一性があることの二つの条件を満たす場合に、代謝の要件を満たすと見なせ、外挿が可能。

【対処方針】

- ・EWGの議論の方向性を支持する立場で適宜対処。

仮議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

課題③

特にデルタメトリン及びイベルメクチンに重点を置いた、牛の乳に設定されたMRLを異なる動物種の乳に外挿するための規準の検討

【EWGでの議論】

- ・牛の乳から他の反芻動物の乳へのデルタメトリン及びイベルメクチンの外挿について、動物種の違いによって、乳の脂肪含量及び代謝物の種類や組成（M:T比）が異なる可能性があることから、外挿は適切でないとの方向性。

【対処方針】

- ・外挿の要件を満たしていないと考えられることから、EWGの議論の方向性を支持する立場で適宜対処。

仮議題7 食品中の動物用医薬品に対するMRLの外挿

課題④

可食臓器の組織における化合物の分布に関する利用可能な情報を考慮した、肝臓及び腎臓以外の可食臓器に対するMRLの外挿のための実行可能なアプローチの作成

【EWGでの議論】

- ・残留等に関するデータが限られているが、肝臓及び腎臓以外の可食臓器は、これまでも世界中で消費されており、動物用医薬品の残留による一般的な消費者の健康への懸念はなし。
- ・検討作業を継続することの可否が議論される予定。議論が継続する場合は、JECFAの評価においてMRLが「不要（unnecessary）」又は「設定なし（not specified）」とされているものに絞って検討。

【対処方針】

- ・国際基準が設定されることは国際調和に資することから、EWGでの議論の継続を支持する立場で適宜対処。対象を絞ることは支持するが、健康影響がないかを注視していく¹⁵立場で適宜対処。

仮議題 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリアオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順

【経緯】

- これまでの会合において、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリアオーバー※¹に関する耐容量（アクションレベル※²）の設定の一般的な考え方の規準や手順及びナイカルバジンの鶏卵へのキャリアオーバーに関するアクションレベルの設定について議論。
- 今回会合では、EWG（議長国：豪州、共同議長国：カナダ）での検討を踏まえて、キャリアオーバーに関する一般的な考え方、ナイカルバジン及びラサロシドの鶏卵へのキャリアオーバーに関するアクションレベルの設定、米国から新たに提案のあったアクションレベルの設定に対する代替案等について議論する予定。

※ 1 飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリアオーバーとは、飼料工場において、動物用医薬品（国内では、飼料添加物を含む。）を扱った後に、清掃等の対策を実施したにもかかわらず、起きてしまう飼料への当該動物用医薬品の非意図的かつ不可避な混入である。

※ 2 アクションレベルとは、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリアオーバーによって生じる非対象動物中の最大残留濃度で、コーデックス委員会により食品中に許容されるものとして勧告するもの。

仮議題 8 飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリアオーバーに関するアクションレベル設定のための規準及び手順

【対処方針】

- 国内においては、これまでのところ、キャリアオーバーが大きく問題となることは把握されておらず、キャリアオーバーを考慮したアクションレベルに対応する残留基準の検討事例なし。
- 国内においては、既に、鶏卵に対して、ナイカルバジンについては、不含有、ラサロシドについては、海外における意図的な適正使用に基づくMRLの設定がなされており、適切に管理。
- 従来案、米国の代替案のいずれが採択されても差し支えないとの立場で適宜対処。

仮議題9 コーデックス残留農薬部会（CCPR）及び CCRVDFにおける作業の調整

【経緯】

- ・これまで、コーデックス残留農薬部会（CCPR）及びCCRVDFにおいて、農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用する化合物に対する両部会間での調整等を進めてきたところ。
- ・今回会合においても、今後の両部会での連携すべき事項や作業等について、合同EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル、ニュージーランド）で作成された討議文書について議論する予定。

【対処方針】

- ・合同EWGからは、課題の優先順位付け等の上で合同EWGの継続、②農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用する化合物について、両部会間で調和の取れた単一のMRLの設定等が提案。
- ・こうした取組みは、CCRVDF/CCPR等間の整合性を高めることから、支持する立場で適宜対処。

仮議題10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用 医薬品の優先順位リスト案

【経緯】

- ・毎回、各国より提案のあった動物用医薬品についてCCRVDFで検討を行い、優先順位リスト案をCACに諮っているところ。
- ・今回会合の前日（10/20）に、優先順位リスト案作成に係る物理的作業部会を開催し、各国からのコメントや情報について検討する予定。

【対処方針】

- ・コーデックス手順マニュアルにおける優先順位リストに掲載するための要件を満たしていることが確認され、各国等から期日までにJECFAにデータを提出できることが確認できた化合物については、掲載を支持して差し支えないとの立場で適宜対処。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 48 回コーデックス食品表示部会

日時：2024 年 10 月 27 日（日）～11 月 1 日（金）

場所：ケベックシティ（カナダ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	アレルゲン表示
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ 7）
5.2	予防的アレルゲン表示ガイドライン原案（ステップ 4）
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ 7）
7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 7）
8	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ 4）
9	アルコール飲料の表示（討議文書）
10	緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）
11	トランス脂肪酸（討議文書）
12	サステナビリティ表示（討議文書）
13	砂糖の表示—添加糖類の定義（討議文書）
14	CCFL の将来の作業及び方向性（討議文書）
15	CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

16	その他の事項
17	次回会合の日程及び開催地
18	報告書の採択

※10月16日（水）に仮議題6、10月21日（月）～22日（火）に仮議題5に関するバーチャルWGを開催予定。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 48 回コーデックス食品表示部会 (CCFL) の主な検討課題

日時：(本会合) 2024 年 10 月 27 日 (日) ～11 月 1 日 (金)

場所：ケベックシティ (カナダ)

主要議題の検討内容仮議題 5：アレルゲン表示

(経緯)

第 45 回部会 (2019 年) において、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985、GSLPF) のアレルゲン関連規定を見直し明確化するための作業を開始するとともに、予防的アレルゲン又は注意表示 (PAL) に係るガイダンスを策定することで合意した。また、豪州を議長とし、英国及び米国を共同議長とする電子作業部会 (EWG) を設置することで合意した。さらに、GSLPF 4.2.1.4 のアレルゲンのリストの妥当性等について、FAO/WHO に科学的助言を求めることとなった。

CCFL 及び食品衛生部会 (CCFH) からの科学的助言の求めに応じて、共同 FAO/WHO 専門家会議が開催され、計 5 部のレポートが順次発出されている。(第 1 部：リスク評価を通じた GSLPF アレルゲンリストの見直し、第 2 部：主要アレルゲン食品の閾値の設定、第 3 部：PAL 関連、第 4 部：食物アレルゲンの免除の見直し・確立、第 5 部：特定の種類の木の実の閾値の設定)

GSLPF の改定原案については、第 46 回 (2021 年) 及び第 47 回部会 (2023 年) にかけて、2. 用語の定義 (「アレルゲン」) や 4.2.1.4 のアレルゲンリスト及び 4.2.1.5 の国又は地域の管轄当局が表示を義務付けてよいアレルゲンリスト、4.2.1.6 表示の適用除外、4.2.1.7 亜硫酸塩の表示、8.3.2 表示方法など、各種の論点について検討が行われた。前回部会においては、第 46 回コーデックス総会 (CAC46) (2023 年) に予備採択を諮ること、オーストラリア、英国、米国を議長国とする EWG を再設置しステップ 6 で回付することが合意され、CAC46 において予備採択 (ステップ 5) された。今次部会では引き続き、4.2.1.6 表示の適用除外や 4.2.1.7 亜硫酸塩の表示、8.3.2 表示方法などにおける残された論点について検討が行われる予定である。

PAL 使用に係るガイダンス原案については、前回部会においてはステップ 2 に差し戻すことが合意され、オーストラリアが議長国、英国と米国を共同議長国とする EWG において引き続き作業を行うことが合意された。また、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) に対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することで合意した。当該要請を受けた CCMAS は EWG を設置し、参加国の分析法を入手しリスト化を行ったが、本年 5 月に開催された CCMAS43 では、これらの分析法が目的に合致したものなのか否かの検討ができていない等の理由から、さらなる検討が必要な旨の説明が EWG 議長国からなされ、EWG (議長国：米国、共同議長国：英国) を再設置し検討を継続することが合意された。

このような状況の下、今次部会では引き続き、PAL のガイドライン案についての検討が

行われる予定である。

仮議題 5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ7）

（経緯）

上記参照。

（対処方針）

亜硫酸塩の扱い、フォントや色等を周囲と明確に区別して表示させることの義務付けなど、改訂原案で我が国の考え方と異なる部分については、根拠とともに我が国の考え方を説明しつつ、我が国の実情に支障が生じないよう議論に対応したい。また、表示の適用除外については、適用除外が認められる基準について、共同 FAO/WHO 合同専門家会議のレポート（第4部）が脚注で引用されており、同レポートでは PAL ガイドライン案の「参照量 Reference Dose, RfD」を 30 で割った値という考え方が示されているが、この点については実効性等の観点から更なる検討が必要との立場で対応したい。その際必要に応じ、我が国における状況として、行政が表示を科学的に検証する方法として品目毎の公定検査法の策定と 10 $\mu\text{g/g}$ の閾値を用いており、20 年以上にわたる制度運用の経験もあるといったことも紹介したい。

その他、情報収集に努め、適宜対応したい。

仮議題 5.2：予防的アレルゲン表示ガイドライン原案（ステップ4）

（経緯）

上記参照。

（対処方針）

検査法に関する CCMAS の結論も出ていない中で、ガイドライン原案の条文について議論することは時期尚早との立場で議論に対応したい。その上で、原案については、①PAL を使用してよい閾値以上であることを定量的評価で決定することが事業者にとって現実的なのか、②一方で、PAL を使用する決定は必ずしも定量的評価に限定されないリスク評価に基づくべきとの規定があることで PAL が形骸化しかねないのではないかなど等の懸念があることから、これらの点は慎重に検討すべきとの立場で対応したい。

仮議題 6：e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ7）

（経緯）

第 44 回部会（2017 年）において、英国が、昨今のインターネット販売が増加していることを理由に、インターネット販売における食品表示の必要性について発議。日本のほか、EU、米国、セネガル、ナイジェリア、豪州等多数の国が支持した。これを受け、英国と共に、チリ、インド、ガーナ及び日本が討議文書の準備を行うこととなった。

第 45 回部会において、インターネット販売/e コマースに関する新規作業を開始することとなり、第 42 回総会（2019 年）でも承認された。また、英国、チリ、ガーナ、インド及

び日本の共同議長により、今次部会において議論する規格原案を準備するため、EWG を設置することで合意。2019 年から 2021 年にかけて 3 回の EWG 協議が行われるとともに、CCFL の延期により発生した期間を利用して、回付文書 (CL) プロセスを通じた議論も行われた。

第 46 回部会では、事前 WG を経て議長国が準備した議場配布文書 (CRD) を基に議論が行われた。文書のタイトルの変更については、この文書がガイドラインではなく、GSLPF の補足的な文書の位置づけとすることについて、柔軟性を確保する観点から、一部の国から反対意見があった。1. 範囲について合意は得られなかった。2. 用語の定義では、e-コマースの定義について合意は得られなかった。3. 一般原則については、引き続き議論を行うこととなった。4. e-コマースを通じて販売される包装済み食品に要求される情報については、議論を継続することとなった。本議題はステップ 2 へ差し戻され、改めて、英国、チリ、ガーナ、インド及び日本を共同議長とする EWG で検討することとなった。

前回部会では、本文書を GSLPF の付属文書とするかといった文書の位置づけ、電子商取引の文言の定義、「保持期限 durability」に係る規定や、小さな食品の表示免除に係る GSLPF の規定は e-コマースの場合には適用しない旨の規定案、e-コマースを介した売買の際の食品情報の提供は消費者へのコスト負担を求めずに提供されなければならないとの規定案等について議論されたが、CAC46 にステップ 5 で諮ること、英国を議長国、チリ、日本、インド、中国を共同議長国とする EWG を再設置しステップ 6 で回付することについて合意され、CAC46 において予備採択された。

今次部会では、「保持期限 durability」に係る規定を置くべきか否か及び置く場合の規定ぶりという点を中心に、ステップ 8 に進めてよいかの議論が行われる予定である。

(対処方針)

我が国においては令和 4 年 6 月に「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」を作成・公表していることから、必要に応じて情報提供をするとともに、ガイドライン案における規定が同ガイドブックの内容とも矛盾をせず、我が国における消費者ニーズと事業者の実行可能性の双方に配慮したものとなるよう、適宜対応したい。

仮議題 7：食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 7）

(経緯)

第 44 回部会において、CCFL の将来作業について議論した結果、技術革新を利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することとなった。

第 45 回部会において、カナダが討議文書を紹介したところ、技術革新を利用した食品表示について広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するために今次部会に向けて、カナダが討議文書を改定し、また、そのために CL プロセスを通じてメンバーから意見を募ることとなった。

第 46 回部会では、討議文書を作成したカナダから、ガイドラインの作成を含めた新規作業の提案があり、参加国・機関からは、義務とする範囲についての懸念や、二次元コード

を用いることへのリスクについての意見はあったものの、新規作業を行うことについて大きな反対意見は無く、総会に新規作業開始の承認を諮ることとなった（第 44 回総会で承認）。ガイドラインの作成の作業に向け、カナダを議長とする EWG を設置することとなった。

前回部会では、本文書の位置付けや用語の定義、テクノロジーを利用した食品情報の提供を認めてよいか決定する上で考慮すべき事項、テクノロジーを利用した食品情報の提供において適用されるべき原則等について議論が行われたが、CAC46 に予備採択を諮ること、カナダを議長国、インドとニュージーランドを共同議長国とする EWG を再設置しステップ 6 で回付することについて合意され、CAC46 において予備採択（ステップ 5）された。

今次部会では、テクノロジーを利用して食品情報が提供される場合に、その情報提供が「読みやすいものでなければならない」ことに加えて「聞きやすい」との文言を加えるべきか、そうした情報提供は消費者への追加的負担なしにされなければならないとの規定案を中心に、本ガイドライン案を最終採択（ステップ 8）に進めてよいかについて検討される。

（対処方針）

我が国も令和 5 年度食品表示懇談会の取りまとめをうけ、食品表示へのデジタルツール活用検討の分科会を設置したところであり、本ガイドライン案を受けた各国の状況に関する情報収集等も含め、積極的に対応したい。

仮議題 8：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案－ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ 4）

（経緯）

第 45 回部会において、コロンビアが詰め合わせ包装食品の表示に関する討議文書を用意したが、当該表示に係る新規作業を開始する正当性が不明との指摘があった。これを受けてコロンビアが改めて第 46 回部会で示した改訂討議文書について、一部のメンバーから支持された一方、多くのメンバーからは、GSLPF でカバーされており新規作業は不要ではないかとの疑問が示された。

前回部会では、コロンビアから、食品の詰め合わせ販売が増加傾向にあることから、それらの形式の食品も個々の食品と同様の表示の要件を満たすよう GSLPF の修正が必要と説明したところ、詰め合わせ食品に対し GSLPF を適用することについて自国内では問題が生じていない旨を述べたメンバー国もあったが、新規作業の開始について反対する意見は見られず、CAC46 にプロジェクトドキュメントを提出し、コロンビアを議長国、ジャマイカを共同議長国とする EWG を設置し、ステップ 3 での回付と原案の作成作業を行うことが合意された。

今次部会では、EWG での議論を経て示されている GSLPF の修正原案について議論が行われる予定である。

(対処方針)

我が国では、「食品表示基準 Q&A」(平成 27 年 3 月 30 日消食表 139 号)において詰め合わせ包装食品の表示に関する考え方を示している。元々我が国としては新規作業の必要性は低いと考えていたが、Q&A における考え方を踏まえ、かつ各メンバーの意見を注視しつつ、我が国の実情に支障が生じない合理的な修正内容となるよう適宜対処したい。

仮議題 9：アルコール飲料の表示（討議文書）

(経緯)

第 45 回部会において、アルコール飲料の表示に関する今後の検討方針について次の五つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。WHO からは、消費者が容易にアルコール量を理解できる表示が必要等との主張があった。次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

勧告 1 新たな規格の策定作業の開始

勧告 2 既存の規格（「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」「栄養表示に関するガイドライン」）でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告 3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告 4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告 5 新規作業を開始しない

第 46 回部会では、COVID19 が原因で討議文書は準備できなかったが、引き続き討議文書の作成作業を行いたい旨ロシアから発言があった。同会合では本件に係る議論は行われなかったが、WHO から、この議題は公衆衛生上有益なものであるため、討議文書の作成を支援する旨の発言があり、次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU 及びインドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

前回部会でも討議文書は準備されていなかった。ただし、WHO とコーデックスのオブザーバーである EUROCARE (European Alcohol Policy Alliance) から議場内配布文書 (CRD) が提出されていたこともあり、本議題を部会のアジェンダとして残すか否かが議論された。WHO の担当者は本議題の重要性について強調し、これに賛同する加盟国もあったが、この議題を主導しようとする加盟国は現れなかった。WHO はそこで、WHO 自身が討議文書を作成する旨を提案した。加盟国でもない WHO が討議文書を作成することに疑問を呈する加盟国もあったが、コーデックス事務局は、FAO または WHO の事務局長が議題を設定することができる」と述べた。コーデックス事務局は、コーデックスの表示に関する既存の文書はアルコール飲料にも適用されているが、にも拘わらず一部の加盟国においてはそのように適用されているように見えないと述べた。次回会合でもこの議題を検討すること、この議題に対しコーデックス委員会が取りうる将来の行動に関して事務局が回付文書 (CL) を発出すること、CL の結果に基づいて WHO が討議文書を作成することが、合意された。

後発出された CL は、第一問で、酒類の表示に必要な項目はどのようなものがあるかを聞き、第二問でコーデックスが酒類の表示に関する新規文書を作成することの要否を聞く、という構成だったが、日本は両問に回答するに先立って、以下の一般的意見を述べた。

①食品に適用されるコーデックスの各種規格等は、日本では主に「食品表示基準」が担保している。当該基準は、食品表示に関連する既存のコーデックス文書同様、原則アルコール飲料を含む全ての食品に適用されている。

②各国・地域では、既にアルコールを含む食品の表示が制度化されており、現時点で特段の不都合が生じている状況にはないと承知している。したがって、コーデックス食品表示部会が、アルコールを含む食品それぞれについて、表示の規定を設ける必要があるとまでは言えない。

③アルコール飲料の種類ごとの規制（名称、原材料、表示等）については、各国・地域の法令や、各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきと考える。

④もし、既存のコーデックス規格をアルコール飲料に適用しにくいという加盟国があったとしても、新しいコーデックス規格を策定するのではなく、既存のコーデックス規格及び関連文書を改訂すれば良いと考える。

討議文書で、WHO は、CL への回答を分析した結果、多くの国がアルコール飲料の表示について新しい取り組みを行うことに賛同している、と結論付けている。討議文書で、WHO は、以下の事項を検討するよう部会に勧告しており、今次部会ではこれに沿って議論が行われる予定である。

①アルコール飲料向けの義務的表示事項の策定とその適用範囲の決定

②コーデックス文書における「食品」の定義の見直しと「飲料」「ノンアルコール飲料」「アルコール飲料」の定義の策定

③既存のコーデックス文書がアルコール飲料に適用される旨の新たな規定の追加や、上記①②を反映させた、既存のコーデックス文書の改訂・修正

一方で、各国の CL への回答を確認すると、例えば EU、米国、カナダは、第 1 問、第 2 問の回答欄は空欄のままでアルコール飲料の表示に関して、既存のさまざまなルールに上乗せしてコーデックスが新たな文書を作成する必要はないと回答している。英国やニュージーランドは（日本と同様）回答欄にも記入したうえで、コーデックスが新たな文書を作成する必要はないとのコメントを記入している。

（対処方針）

各メンバーの意見を注視しつつ、CL で回答した立場に沿って議論に対応したい。

仮議題 10：緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）

（経緯）

第 46 回部会において、米国から「非常時における食品表示除外」は新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において得られた知見があること等から、討議文書を用意する旨申し出があり、CCFL の責任の範囲内において、討議文書を作成することとなった。

前回部会では、いくつかの国又は地域で実際に食品表示規制の柔軟な適用について検討

又は実施されたことが示され、このことは新規作業の有用性を示すものとされ、米国を議長とする EWG の設置が合意された。

EWG では、このようなガイドラインが有用かどうか、取り扱う範囲はどの程度とすべきか、「緊急事態 emergency」や「柔軟性 flexibility」などの定義が必要かどうか、緊急事態かどうかの判断基準はどのようなものであるべきかなどについて議論がなされた。議論の内容をもとに、討議文書が更新されるとともに、プロジェクトドキュメント及びガイドライン草案のサンプルテキストが作成された。今次部会では、討議文書及びプロジェクトドキュメントの検討が行われる予定である。

(対処方針)

我が国では、地震や豪雨などの災害や、新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンの混乱に対応するために、必要に応じて食品表示規制の弾力的運用を行ってきた。この経験を踏まえ、適切なガイドラインの策定につながるよう、かつ我が国における実情に支障が生じないよう適宜対応したい。

仮議題 11：トランス脂肪酸（討議文書）

(経緯)

第 46 回部会において、カナダからトランス脂肪酸（TFA）に関する新規作業の提案（プロジェクト文書）として、GSLPF 等の改定を通じた包装済み加工食品への TFA の表示義務化、水素添加油脂の原料表示及び用語の定義の 2 点について提案された。WHO が強力な協力意思を示した一方、各国から、包装済み加工食品への表示義務化は除外すべき、油脂部会の議論を踏まえるべき等の意見もあったため、新規作業との位置づけではなく、潜在的な新規作業として引き続きカナダが討議文書を準備することに合意した。

その後、2022 年 3 月に、コーデックス事務局から届いた CL にて、食品の容器包装上において、①栄養成分表示中における TFA の量、②原材料リスト中における水素添加油脂の使用の有無の 2 点の義務化の可能性について議論することを目的として、国内での取組状況について意見が求められ、次のとおり回答した。

「日本は、CCFL において引き続き TFA を議論することを否定しないが、各国・地域におけるトランス脂肪酸の摂取状況等によって、食品表示を含むトランス脂肪酸の規制の在り方は異なるため、柔軟な対応が必要と考える。表示に関する議論をする上では、WHO の文書において「食品表示に関しては、多くの低及び中所得国において、TFA の主要な摂取源は、しばしば、市販の包装済み食品というよりはむしろ、屋台といった表示のない食品部門から購入された食品である」と示されていることにも留意する必要があると考える。また、トランス脂肪酸の栄養成分表示の義務化を検討するためには、議論を開始する前に、表示値の起源となるトランス脂肪酸の分析方法を分析・サンプリング法部会（CCMAS）の分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）における、栄養表示ガイドラインの分析方法として位置付ける必要があると考える。」

前回部会においては、当初は①栄養成分表示中における TFA の量、②原材料リスト中における水素添加油脂の使用の有無の 2 点の義務化の可能性について議論が行われる予定で

あったが、カナダは同部会では議論を行わず、2024 年 2 月の第 28 回コーデックス油脂部会 (CCF0) での議論を踏まえて、今次部会において検討を行うことを提案し、合意された。しかしながら、CCF028 においては、部分水素添加油脂 (PHO) の使用禁止及び加工・精製でできるトランス脂肪酸 (iTFA) の上限値の設定に係る作業が開始されており、同作業が CCFL における議論にも影響すると考えられることから、本議題については CCFL の将来作業の中に留め、CCF0 での作業の完了後に改めて検討することをカナダが提案している状況である。

(対処方針)

我が国では、国民の大多数が WHO の勧告基準であるエネルギー比の 1 %未満であること、通常の食生活では健康への影響は小さいと食品安全委員会に評価されたことを受け、TFA は任意表示となっている。今回は特段の検討は行われたい見込みであるが、議論される場合には、情報収集に努め議論に対応したい。なお、TFA に係る新規作業の開始については、前述の我が国の状況を踏まえつつ、作業の必要性についての提案国等の説明や各国の意見を十分に聴取の上、適宜対応したい。

仮議題 12：サステナビリティ表示（討議文書）

(経緯)

第 46 回部会においてニュージーランドから、CCFL の業務の範囲内において、サステナビリティ表示に係る新規作業の可能性を検討する討議文書を作成する旨申し出があり、ニュージーランドと EU が討議文書を作成することとなった。

前回部会では、新規作業の開始等について議論が行われた。持続可能性がコーデックスにとって重要なトピックであることについては意見が一致したものの、新規作業を開始するのに適切な時期か、強調表示に関する一般ガイドライン (General guidelines on claims, CXG1-1979) がある中で更なる作業が必要かについては意見が分かれた。そこでニュージーランドを議長国、EU、米国及びコスタリカを共同議長国とする EWG を設置し、国際機関により行われている持続可能性の表示に関する既存の作業の棚卸しや、持続可能性の中でも CCFL がガイダンスを提供することができる領域の特定、「強調表示に関する一般ガイドライン」の改正の可能性について検討することとされた。

EWG における議論を経て準備された討議文書では、上記の棚卸しの結果、持続可能性に関する強調表示のほとんどが環境に関連する表示であったこと、持続可能性という用語の表す範囲が広範すぎるという意見があったことから、CCFL が提供するガイダンスの対象範囲は、環境に関する強調表示 (environmental claims) に限定した上で、「強調表示に関する一般ガイドライン」の改正により、当該ガイドラインの範囲内でガイダンスを提供することが提案されている。

また、環境に関する強調表示のうち、食品そのものに関するものではないもの（包装や食品を生産する企業のコミットメントなどに関する強調表示）については、「強調表示に関する一般ガイドライン」の範囲外のため、これらを当該ガイドラインの範囲に含めるべきかどうかを検討する必要があるとされている。

今次部会ではこれらの論点について議論される予定である。

(対処方針)

各国の意見を十分に聴取の上、我が国における実情に支障が生じないよう適宜対応したい。

仮議題 13：砂糖の表示－添加糖類の定義（討議文書）

(経緯)

前回部会において、「栄養表示に関するガイドライン」（CXG2-1985）に添加糖類の定義を盛り込む必要性及び当該ガイドラインの 3. 2 「栄養素のリスト」に添加糖類を含める必要性についての議論がなされ、次回までにコスタリカが討議文書を作成することで合意した。各国における「添加糖類」の定義や表示義務といった実情及び各国の意見を調査するための CL が回付され、我が国からは、①栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CXG23-1997）において糖類無添加表示について規定されており、改めて「添加糖類」の定義を議論することは重要ではないと考える旨、②「添加糖類」の表示を検討するためには、表示値の起源となる添加糖類の分析方法を CCMAS の分析・サンプリング法規格（CXS234-1999）において、栄養表示に関するガイドラインの分析方法として位置づけることが前提であり、このための議論が必要である旨、③各国・地域における添加糖類の摂取状況等によって、食品表示を含む添加糖類の規制の在り方は異なるため柔軟な対応が必要であり、添加糖類は、「栄養表示に関するガイドライン」（CXG2-1985）のうち「国内法又は国内の食事ガイドラインで定めるところにより、良好な栄養状態の維持のため重要と考えられるその他の栄養素の量」の表示について定めているセクション 3.2.1 の範囲で運用すべき栄養素の一つと考える旨 を回答した。

今次部会においては、添加糖類の定義について検討しつつ、その定義が組み込まれるべきかの決定、添加糖類が表示されるべき栄養素のリストに含まれるべきか、添加糖類の表示は義務であるべきか任意であるべきかが議論される予定である。

(対処方針)

上記 CL への回答で示した考え方にに基づき、適宜対応したい。

仮議題 14：CCFL の将来の作業及び方向性（討議文書）

(経緯)

第 43 回部会において、部会の将来の作業及び方向性の可能性を探ることが合意され、カナダが、過去に特定されたものの進捗のない作業や将来に向けた提案・作業を取りまとめた文書を作成することとなった。なお、本文書については、部会の開催ごとに異なる加盟国が管理の責任を負うこととなる。

前回部会では、コスタリカが添加糖分に関する討議文書の準備を申し出た。

(対処方針)

情報収集に努め議論に対応したい。

仮議題 15：CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準

(経緯)

第 70 回執行委員会（CCEXEC70）が、全ての部会に、CCFH の例にならい、作業管理のためのアプローチの作成を検討するよう勧告したことを踏まえ、前回部会において、CCFL の新規作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準案を検討してきている。

(対処方針)

各メンバーの意見を注視しつつ、本規準案の策定が今後の部会の効率的な運営に資するものとなるよう、適宜対応したい。

仮議題 16：その他の事項

適宜対応したい。

第48回コーデックス食品表示部会 主な議題について

令和6年10月
消費者庁食品表示課

CCFL48：基本情報及び仮議題一覧

開催地 ケベックシティ（カナダ）
議長国 カナダ
開催期間 2024年10月27日（日）～11月1日（金）

番号	仮議題名		
1	議題の採択	8	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正原案—ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックに関する規定（ステップ4）
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項	9	アルコール飲料の表示（討議文書）
3	FAO/WHOから提起された関心事項	10	緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）	11	トランス脂肪酸（討議文書）
5	アレルゲン表示	12	サステナビリティ表示（討議文書）
5.1	包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示に関する条項（ステップ7）	13	砂糖の表示-添加糖類の定義（討議文書）
5.2	予防的アレルゲン表示ガイドライン原案（ステップ4）	14	CCFLの将来の作業及び方向性（討議文書）
6	e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案（ステップ7）	15	CCFLの作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び規準
7	食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ7）	16	その他の事項
		17	次回会合の開催日と開催地
		18	報告書の採択

仮議題 5 : アレルゲン表示

5.1 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案 - アレルゲン表示に関する条項

5.2 予防的アレルゲン表示ガイドライン原案

仮議題 5 : 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案 : アレルゲン表示に関する条項 (ステップ 7) : 予防的アレルゲン表示ガイダンス原案 (ステップ 4)

【検討の経緯】

2017年 CCFL44における今後の作業に係る討議の結果、オーストラリアが議長となり、英国と米国が協力し討議文書を作成することとなった。

2019年 CCFL45から、下記 2 つについて討議がスタート。

☑包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (GSLPF) の改訂

☑予防的アレルゲン表示ガイダンス (PAL) の新規策定

2023年 CCFL47では、GSLPFについては、第46回コーデックス総会 (CAC) にステップ 5 で諮ること及びオーストラリアを議長国、英国と米国を共同議長国とするEWGを再設置し、CCFL48に向けた作業を行うことが合意された。また、PALについては、ステップ 2 に差し戻すことが合意され、同じくEWGの再設置とCCFL48に向けて引き続き作業を行うことが合意された。

なお、CCFL47では、CCMASに対し、GSLPFに関しては、義務表示の免除を判定するための分析法の提案を求めること、PALに関しては、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析法の提案を求めることが合意された。

【主なGSLPFの改正箇所】

2. 用語の定義 ※「アレルゲン」等

4.2.1.4 優先的アレルゲンリスト

4.2.1.5 国又は地域によっては義務付けられてよいアレルゲンリスト

4.2.1.6 アレルゲンの表示免除

4.2.1.7 亜硫酸塩に係る規定

8.3 ある種の食品及び原材料の表示

【PALガイドライン案の構成】

1. 目的

2. 適用範囲

3. 「予防的アレルゲン表示」の定義

4. 一般原則

5. PALの表示

- ① 「アレルギー」等の定義について
- ② アレルギー表示の適用除外に関する規定について
- ③ 亜硫酸塩の表示について
- ④ アレルギーの表示の方法に関する規定関係

等

4

仮議題5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案：アレルギー表示に関する条項（ステップ7）

アレルギーの定義について

“Food allergy” means a reproducible adverse health effect arising from an immunoglobulin class E (IgE) antibody or non-IgE antibody immune-mediated response following oral exposure to a food.

“Food allergen” means a food or ingredient [or substance or processing aid] including a food additive or processing aid usually containing a protein or protein derivative, that can elicit IgE-mediated or other specific immune-mediated reactions in susceptible individuals.

OR

“Food Allergen” means a food (including ingredients, food additives and processing aids) that can elicit IgE-mediated or other specific immune-mediated reactions in susceptible individuals, usually caused by a protein or protein derivative in the food.

“Coeliac disease” means a chronic immune-mediated intestinal disease in genetically predisposed individuals induced by exposure to dietary gluten proteins that come from wheat, rye, barley and triticale (a cross between wheat and rye).

アレルギーの定義「or substance or processing aid」の記載について

- EWGにおける議論を経て、「物質substance」は現行GSLPFの「食品」及び「原材料」の定義に含まれていることから削除された一方、「加工助剤processing aid」については、現行GSLPFの定義において「食品」に含まれるとは判断できず、「原材料」にも含まれないため存置された。
- 併せて、議長から食品添加物が「アレルギー」に含まれることを明確化するため、「 **including a food additive or processing aid**（食品添加物又は加工助剤）」と変更の提案がなされている。

アレルギー表示の適用除外に係る規定

4.2.1.6 Subject to evaluation using established criteria⁷, regional or national authorities may exempt ingredients derived from foods listed in section 4.2.1.4, and where applicable section 4.2.1.5, from being declared.

⁷ FAO and WHO (2024). Risk assessment of food allergens: Part 4: Establishing exemptions from mandatory declaration for priority food allergens <https://doi.org/10.4060/cc9554en>

FAO/WHO専門家会議のレポート

4.2.1.6 確立された基準を用いた評価に従い、地域又は国の管轄当局は、セクション4.2.1.4及び該当する場合は4.2.1.5に掲げる食品由来の原材料の表示義務を除外することができる。

亜硫酸塩の表示について

4.2.1.7 Sulphite when present in concentrations of 10 mg/kg or more⁸ in a food [as offered to the consumer/as consumed] shall always be declared using the specified name 'sulphite' or 'sulfite' in addition to or as part of the ingredient name.

4.2.1.7 亜硫酸塩は、10mg/kg以上の濃度で、[消費者に提供される際に/消費される際に]食品中に存在するときは、原材料名の一部としては又はこれに追加して、「亜硫酸塩」（sulphite又はsulfite）の特定の名称を用いて表示されなければならない。

6

仮議題5.1：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案：アレルギー表示に関する条項（ステップ7）

表示の方法について

8.3 Declaration of certain foods and ingredients

8.3.1 The specified name for the foods and ingredients listed in sections 4.2.1.4, 4.2.1.7 and where applicable 4.2.1.5 shall be declared so as to contrast distinctly from the surrounding text such as through the use of font type, style or colour.

8.3.2 The specified name for the foods and ingredients in sections 4.2.1.4, 4.2.1.7 and where applicable 4.2.1.5 shall be declared in the list of ingredients or in a separate statement or in both.

8.3.2.1 If used the separate statement shall commence with the word 'Contains' (or equivalent word) and be placed directly under or in close proximity to the list of ingredients when present.

8.3.3 Where a food is exempt from declaring a list of ingredients, the foods and ingredients listed in sections 4.2.1.4, 4.2.1.7 and where applicable 4.2.1.5 shall be declared, such as in a separate statement made in accordance with section 8.3.2.1.

8.3.4 For single ingredient foods, section 8.3.3 does not apply where foods and ingredients listed in sections 4.2.1.4, 4.2.1.7 and where applicable 4.2.1.5 are declared as part of, or in conjunction with, the name of the food.

8.3 ある種の食品及び原材料の表示

8.3.1 セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の特定の名称は、フォントタイプや書式、色を用いて周囲からはっきりと目立つように表示されなければならない。

8.3.2 セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の特定の名称は、原材料一覧の中若しくは分離した文言又はその両方に表示されなければならない。

8.3.2.1 分離した文言を使用する場合は、「含む」という文言（又は類する文言）で始まらなければならない、原材料一覧がある場合にはその直下又は近接した場所に表示されなければならない。

8.3.3 ある食品が原材料一覧における表示の適用除外となっている場合において、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料は、セクション8.3.2.1に従う分離した文言中といった形で表示されなければならない。

8.3.4 単一の原材料からなる食品については、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料が名称の一部として又は名称と併せて表示されている場合には、セクション8.3.3の規定は適用しない。

前回（CCFL47）までの方向性

CCMASに対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することに合意した。

CCMAS Discussion Paper on Methods of Analysis for Precautionary Labeling (MARCH 2024)

各国で使用している食品中のアレルゲンを分析する方法についての情報収集

CCMAS Discussion Paper on Methods of Analysis for Precautionary Labeling

This form will be used to collect information on the way member states are currently testing for allergenic proteins in foods. An example is given, and then each allergen from table 11 of RISK ASSESSMENT OF FOOD ALLERGENS PART 2: REVIEW AND ESTABLISH THRESHOLD LEVELS IN FOODS FOR THE PRIORITY ALLERGENS has a page to be completed by member states. Each page has space for up to 3 methods to be listed per allergen. An example is given below for the case of milk allergen:

EXAMPLE for Milk Allergen:

Method 1

Method Title	Neogen Veratox
Principle	ELISA
Analyte	Total milk protein
LOQ or range (µg protein/g food)	2.5-25 ppm milk protein
Additional Information	https://doi.org/10.1111/1750-3841.13357 Cat. # 8430

CCMAS 43 (13-18 MAY 2024)

今後の方向性

- ディスカッション・ペーパーは、CCFLからの質問に完全には答えていないことに留意し、EWGを再設置することに合意
- サンプリングプランについては一般ガイドライン（CXG 50-2004）でカバーされているため、EWGでは対応しないことで合意
- CX/MAS 24/43/9の附属書Iに記載されている方法の検証データを提出するようメンバーに要請

CX/MAS 24/43/9 7

Appendix I

Allergen	Method Name	Method Description	Analyte	LOQ or Range	Notes
Crustacea	FA test EIA-crustacea II	ELISA	Total crustacea (shrimp and crab) protein	0.21 – 20 µg/g (expressed as total shrimp and crab protein)	Official Japanese method. Shimadzu Cat # 08624
Crustacea	Crustacea kit II "Maruha Nichiro"	ELISA	Crustacean protein	1 – 20 µg/g (expressed as total shrimp and crab protein)	Official Japanese method. Maruha Cat # 55362
Crustacea	Crustacean ELISA Kit II	ELISA	Black tiger tropomyosin	0.21 – 20 µg/g (expressed as total crustacean protein)	Official Japanese method. MoBS Cat # M2118
Crustacea	RIDASCREEN/FAST Crustacean	ELISA	Crustacea tropomyosin	20 – 160 ppm crustacean	R-Biopharm Cat # R7312
Crustacea	AgraQuant® Crustacea ELISA test kit	Sandwich ELISA	Tropomyosin	20-40 ppb tropomyosin 0.1 – 2 ppm crustacean protein	Romer Labs Cat # 10002076
Crustacea	SureFood® ALLERGEN Crustaceans	RT-PCR	Crustacea DNA	Estimated LOD 2.5 mg/kg of crustacean	S3612 R-Biopharm

8

仮議題 6：eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案

仮議題 6 : eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案

【検討の経緯】

2017年 CCFL44において、英国が、昨今のインターネット販売が増加していることを理由に、インターネット販売における食品表示の必要性について発議。

2019年～ CCFL45、CCFL46と議論が継続され、CCFL47（2023年5月）においてステップ5に進めることで合意。CCFL48に向けEWGが設置され議論が行われた。（議長国：英国 副議長国：日本、チリ、インド、中国）

【ガイドライン案の構成】

1. 目的

2. 適用範囲

3. 用語の定義

4. 一般原則

5. 食品情報の原則

6. eコマースにおける販売時点より前の任意の食品情報

7. 義務的食品情報の提示

10

（参考）インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブックについて

我が国では、「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」を公表し、eコマースを介した食品の販売における食品情報の提供に取り組む事業者向けに考え方を示している。

インターネット販売における 食品表示の情報提供に関する ガイドブック



令和4年6月

消費者庁食品表示企画課



ガイドブックの目的

- 食品表示基準はECサイト上の食品表示の適用範囲外
「ECサイト上と容器包装上の食品表示との間に大きな差」
- そこで、消費者調査や事業者調査を実施の上、ECサイト上でどのような食品表示情報をどのような方法でどの程度提供すればよいか、その考え方や効用を本書で説明
- 具体的な提供例や、それを支えるための情報入手方法・管理方法についても提示

本書の位置づけ

- ECサイト上で食品表示をする上での参考ツールとして活用いただきたい
- 取扱う食品の種類やECサイトカテゴリ等を踏まえ柔軟に活用いただきたい

本書の対象事業者

主として活用をお願いしたい事業者

食品を取り扱うECサイト運営事業者

具体例：ネットモール等出品者、ネットスーパー運営者、メーカー直販サイト運営者、定期購入等の宅配事業者、お取寄品販売事業者等 等

内容の把握をお願いしたい事業者

具体例：食品の製造事業者・卸事業者、ネットモール等プラットフォーム（個人間取引のサイトを含む）、ECサイト運営事業者等の業界団体 等

- ① 「最小保持期限 minimum durability」「保持期限 durability」について
 - ② 小さな食品の表示免除に関する規定について
 - ③ 消費者への追加的負担に関する規定について
- 等

12

① 「最小保持期限 minimum durability」「保持期限 durability」について

5. 食品情報の原則

- CCFL47では、単に「管轄当局は追加的な情報提供を求めることができる」という規定を含めることについて議論されたが、期限に係る情報については、eコマースを利用する消費者の関心が高く何らかの形で明確な規定を置くべきとの意見も強く、以下の規定案をベースに、引き続き検討することとなった。

○CCFL47後（Step 5）時点）

3. DEFINITIONS

["Minimum durability" means the period (e.g. in hours, days, months etc.) between the point of delivery or agreed date for collection in-store and the best before or use-by date, as applicable.]

【「最小保持期限」とは、配送時点又は合意された店舗における受取の日と、賞味期限又は消費期限のうち該当する日との間の期間（時間、日数、月数等）をいう。】

5. FOOD INFORMATION PRINCIPLES

5.1 The food information required to be provided on the label of a pre-packaged food or in associated labelling, shall be provided on the product information e-page of the pre-packaged food prior to the point of e-commerce sale, except to the extent otherwise expressly provided in these guidelines, or any other Codex text.

This includes the following food information indicated in/by:

- Section 4 and Section 5 of the *General Standard for the Labelling of Pre-Packaged Foods* (CXS 1-1985) except information required by 4.6 and 4.7.1; **[An indication of the [minimum durability]/[expiry date/best before date/best quality before date/use-by date/expiration date] of the pre-packaged food is encouraged to be provided.]**
- Section 3 of the *Guidelines on Nutrition Labelling* (CXG 2-1985);
- Any other relevant Codex text.

包装食品の表示に係る一般規格（CXS 1-1985）のセクション4及び5（ただしセクション4.6及び4.7.1で要求される情報は除く。）。
【包装食品の「最小保持期限」/「有効期限/賞味期限/品質保持期限/消費期限/有効期限」の表示の提供が推奨される。】

①「最小保持期限 minimum durability」「保持期限 durability」について

5.1 保持期限の表示

- ・ セクション5.1保持期限（durability）の定義に関するテキストについては様々な意見があり、その定義の必要性や文言についてEWGメンバー間で合意が得られていない状況。CCFL48では、主に本セクションの内容を検討すべきとされている。
- ・ 具体的には、以下の3つの選択肢について検討する。
 - a) 現在提案されている文言（5.1内で保持期限を定義する案）。【option A】
 - b) 同目的の代替文言（「保持期限（durability）」を定義せず、別の文言に置き換えた案）。【option B】
 - c) 「保持期限の表示」条項と定義を完全に削除する。

【option A】

- 5.1 The food information required to be provided on the label of a pre-packaged food or in associated labelling, shall be provided on the product information e-page of the pre-packaged food prior to the point of e-commerce sale, except to the extent otherwise expressly provided in these guidelines, or any other Codex text.

This includes the following food information indicated in/by:

- Section 4 and Section 5 of the General standard for the labelling of pre-packaged foods (CXS 1-1985) except information required by 4.6 and 4.7.1; **[An indication of durability of pre-packaged food is encouraged to be provided.] [For the purpose of this clause, “durability” means the period between the point of delivery and the best-before or use-by date in which the food retains its specific properties when properly stored.] (option A)**

- 5.1 このガイドライン又は他のコーデックス文書に明示的に規定されている場合を除き、包装食品のラベル又は付随する表示で提供することが要求される食品情報は、eコマースにおける販売の時点より前に、包装食品の製品情報eページにおいて提供されなければならない。

これには、以下において規定されている食品情報が含まれる。

- 包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）セクション4及び5（ただし4.6および4.7.1で要求される情報は除く）：**[包装食品の保持期限を示す表示の提供が推奨される。][この条項において、「保持期限」とは、配達の時点から賞味期限又は消費期限までの期間で、その食品が適切に保管された場合にその特性を保持する期間をいう。]** (optionA)

他の規格と齟齬が生じないように、「For the purpose of this clause（本条項において）」と限定した上で「durability」について規定。



14

①「最小保持期限 minimum durability」「保持期限 durability」について

5.1 保持期限の表示（続き）

- ・ セクション5.1保持期限（durability）の定義に関するテキストについては様々な意見があり、その定義の必要性や文言についてEWGメンバー間で合意が得られていない状況。CCFL48では、主に本セクションの内容を検討すべきとされている。
- ・ 具体的には、以下の3つの選択肢について検討する。
 - a) 現在提案されている文言（5.1内で保持期限を定義する案）。【option A】
 - b) 同目的の代替文言（「保持期限（durability）」を定義せずに規定する案）【option B】
 - c) 「保持期限」に関する条項を完全に削除する。【option C】

【option B】

or

- **It is encouraged that an indication of the minimum number of days the product will be delivered to the final consumer before the “Use-by Date”, “Expiration Date”, “Best-Before Date” or “Best Quality Before Date” be provided**]. (option B) ...

または

「消費期限（Use-by Date）」、「有効期限（Expiration Date）」、「賞味期限（Best-Before Date）」又は「品質保持期限（Best Quality Before date）」の最低何日前までに製品が最終消費者に届けられるかの表示が推奨される。
(optionB)

「durability」という用語を使用せずに同じ内容を規定。

...

【option C】

「保持期限」に関する条項を完全に削除する（ガイドライン中何も規定しない。）。

(参考)「保持期限」と「期限残表示」

・「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」では、容器包装上の表示と同じ「具体的な年月日表示」が理想的であるが、ECサイト運営上困難であるため、可能な限り「期限残表示」による情報提供を行うことが望ましいとしている。

期限情報の 具体性	期限情報の掲載類型	掲載例
高 低	①具体的な年月日表示 (消費・賞味期限) = 容器包装上と同等	「賞味期限：●年●月●日」 「消費期限：●年●月●日」
	②期限残表示	<到着日から起算する掲載方法> 「到着日から●日」 「お届けから●日前後」 「配送日を含め約●日」 「賞味期限まで●日以上お日持ちするものをお届け」 「賞味期限：到着日 + ●日保証」 <出荷日から起算する掲載方法> 「出荷日から●日」 「出荷の時点から起算して●日前後」 「発送日より約●日」 「商品発送の時点で賞味期限まで残り●日以上の商品をお届け」
	③期間表示	「製造日から●日」 「賞味期限（期間）：●日」
	④サイト全体方針掲載	「本サイトでは、当社が定めた日数以上の期限残の商品に限り、出荷しています。」 ※個別商品ページには記載せず、サイト全体として一定期間の期限残ある商品を配達する旨を記載

本ガイドライン案における「保持期限」に相当

※「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」（令和4年6月消費者庁食品表示企画課）より抜粋
https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling cms202_220615_02.pdf

16

② 小さな食品の表示免除に関する規定について

5.3 小さな食品の表示免除

- ・ CCFL47では、GSLPFの「小さな食品の表示免除」の規定がeコマースの場合に適用されるべきかについても引き続き検討課題とされた。
- ・ 現状、「具体的な状況又は環境により正当化されない限り」当該表示免除は適用されない、との条文案になっている。

[5.3 The labelling exemption of small units as outlined in Section 6 of the *General standard for labelling of pre-packaged foods* (CXS 1-1985) does not apply unless justified in specific situations or circumstances.]

管轄当局の裁量により、表示免除を適用する余地が残されている。

5.3 包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）セクション6に規定される小さな商品の表示免除は、具体的な状況又は環境により正当化されない限り適用されない。

(参考)

GENERAL STANDARD FOR THE LABELLING OF PREPACKAGED FOODS(CXS 1-1985)

6. EXEMPTIONS FROM MANDATORY LABELLING REQUIREMENTS

With the exception of spices and herbs, small units, where the largest surface area is less than 10 cm², may be exempted from the requirements of paragraphs 4.2 and 4.6 to 4.8.

○包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）

6. 義務表示要件の適用除外

香辛料及びハーブを除き、その最大表面積が10平方センチメートルに満たない小さな食品については、4.2及び4.6から4.8まで（※）の要件の適用を除外できる。

※ 4.2原材料一覧、4.6ロット識別、4.7日付表示及び保存方法、4.8使用上の注意

③ 消費者への負担に関する規定について

5.4 消費者への負担に関する規定

- CCFL47において、「eコマースで提供される包装食品に係る情報は、消費者へのいかなる負担なしに提供されなければならない。」との規定の追加が提案され、今後の検討課題となった。

○CCFL47後(step 5)時点

[5.4 The information on the pre-packaged foods offered for sale in ecommerce shall be provided without any costs for the consumer.]

5.4 eコマースで提供される包装食品に係る情報は、消費者へのいかなる負担なしに提供されなければならない。

- EWGでは、「いかなる負担なしに」という文言について、wi-fiやモバイルデータ通信、情報にアクセスするための端末に関する費用なども含まれることになってしまい適切でないとの意見があった。
- これを受け、現状「追加的負担なしに」との文言に変更されている。

○CCFL48前(step7)時点

[5.4 The information on the pre-packaged foods offered for sale in e-commerce shall be provided without any additional costs for the consumer.]

5.4 eコマースで提供される包装食品に係る情報は、消費者への追加的負担なしに提供されなければならない。

18

仮議題 7：食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

仮議題 7：食品表示情報の提供へのテクノロジーの使用に関するガイドライン案

【検討の経緯】

- 2017年 CCFL44において将来作業について議論した結果、技術革新を利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することが合意。
- 2019年 CCFL45において、カナダが討議文書を紹介したところ広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するため、第46回部会に向けて討議文書を改訂することが合意。
- 2021年 CCFL46において、食品表示への革新技术の利用について、包装食品の表示の一般規格の改訂も視野に、新規作業に着手することが合意。
- 2023年 CCFL47において、本文書を包装食品の表示の一般規格と独立したガイドラインとすることが合意された他、義務表示事項のテクノロジーによる代替、提供される情報の内容等について検討が行われた。本ガイドライン案はステップ5に進むこととなり、カナダを議長国、インドとニュージーランドを共同議長国とするEWGを設置するとともに、コーデックス総会で検討されることとなった。⇒2024年10月末のCCFL48で合意されれば、最速で同年11月末の総会でガイドラインになる可能性

【ガイドライン案の構成】

1. 目的

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

2. 適用範囲

6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

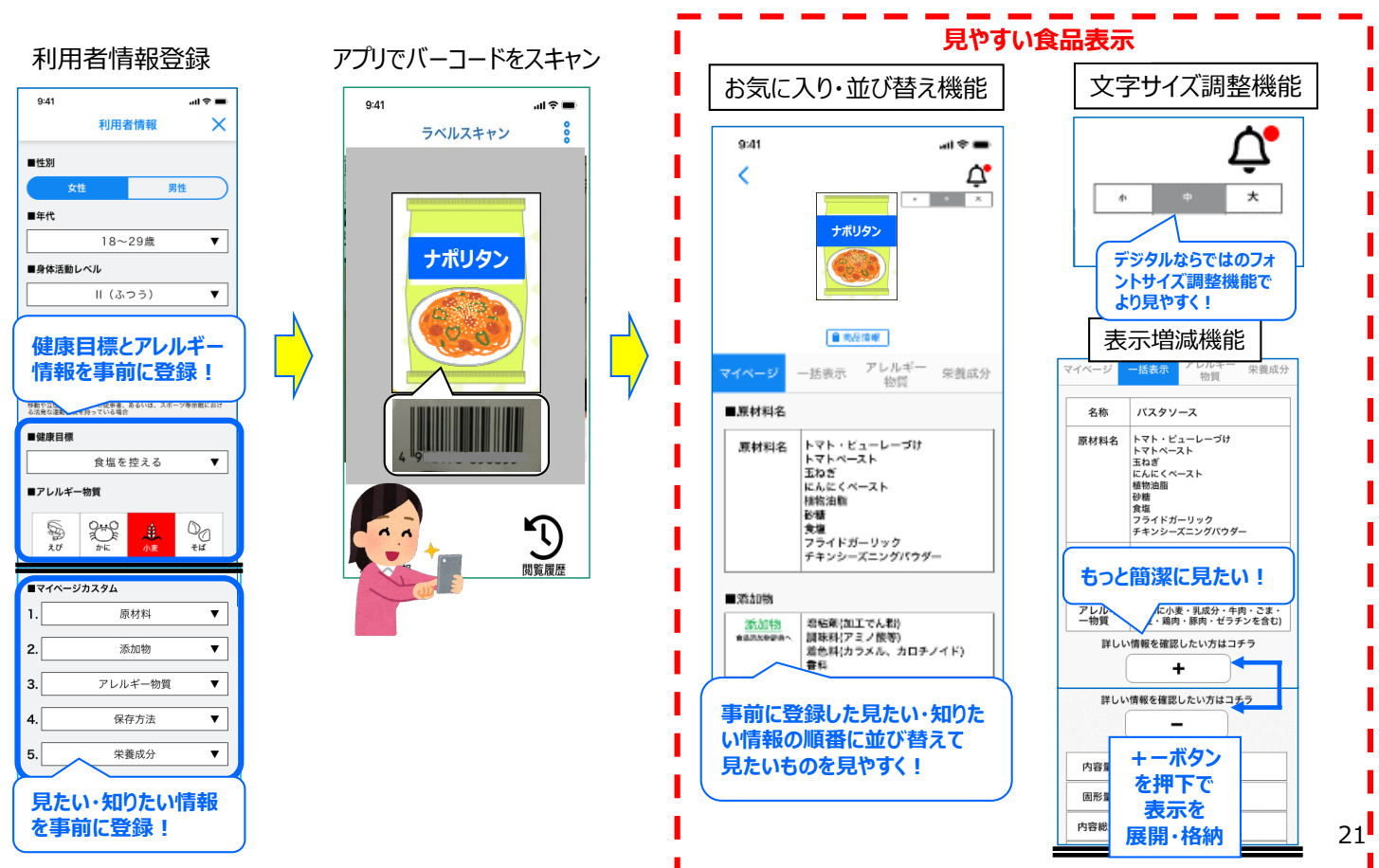
3. 利用

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

4. 用語の定義

20

「食品表示のデジタルツール活用に係る検討調査事業」（令和3年消費者庁）におけるテクノロジー（アプリ）を活用した食品情報の提供のイメージ



21

「食品表示のデジタルツール活用に係る検討調査事業」（令和3年消費者庁）におけるテクノロジー（アプリ）を活用した食品情報の提供のイメージ

活用される食品表示

ピクトグラムによるアレルギー物質アラート機能

事前に登録した情報に応じたアラートで見落とし防止！

アレルギー物質情報

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、アーモンド、あわび、いか

ピクトグラムを使用して視覚的に見やすく！

類似商品提案機能

類似商品の提案・比較により商品の選択に！

摂取目安との比較・健康目標に応じた強調機能

事前に登録した健康目標に応じて気になる表示を並び替えて強調！

1日当たりの摂取基準量で健康づくりに！

項目	摂取基準量(1日あたり)	現在の値
食塩相当量	36%	/6.5g
たんぱく質	3.4%	/50g
脂質	1.2%	/182~273g
炭水化物	3~4.9%	/1025~1230g
エネルギー	4%	/2,000kcal

用語確認機能（添加物・栄養成分）

食品添加物の役割が気になったらその場でタップして確認！理解して購入！

栄養成分の摂取の目的や働きが気になったらその場でタップして確認！

22

電子作業部会（EWG）において議論された主な論点

- ① 商業情報（commercial information）や広告（advertising）の扱い
- ② テクノロジーを使用して食品表示情報が提供される場合、その情報はいつまで利用可能でなければならないか
- ③ 食品表示情報の提供が、テクノロジーの使用のみによって行われるべきではない場合について
- ④ テクノロジーについての消費者の理解に係る規定

等

① 商業情報 (commercial information)や広告 (advertising) の扱い

7. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

- CCFL47では、商業情報(commercial information) や広告 (advertising) に関する次のような規定の扱いについて、引き続き検討することとされていた。

○修正前 (CCFL47後(step 5)時点)

[7.3 Food information described or presented using technology shall be presented in one place, separately from other commercial information intended for sale or marketing purposes.]

[7.3 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、一箇所に、販売又はマーケティングのためのその他の商業情報と区別して提示されなければならない。]

7.5 Where mandatory food information is provided using technology, the reference on the label or labelling should link directly to this information and the food information should be available for the duration of the food's shelf life [at least and not less than best before date or expiry date]. [The link shall not include advertising² pertaining to the food.]

7.5 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該食品情報はその食品の貯蔵寿命、[少なくとも賞味期限又は消費期限までの間] 利用可能でなければならない。[当該リンクはその食品に関する広告を含んではならない。]



24

① 商業情報 (commercial information)や広告 (advertising) の扱い

7. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

- EWGでは、「商業情報」の意味するところが曖昧であるという点や、通常の容器包装上のラベルについてはそのような制限はないという点について指摘する意見があった。
- 一方で、義務的食品情報ももっぱらテクノロジーを使用して提供される場合に、その情報が容易に判別できることは消費者にとって重要という点では意見の一致が見られ、以下のような修正案となっている。

○修正後 (CCFL48前 (Step 6) 時点)

[7.3 Where mandatory food information is provided solely described or presented using technology, the reference on the label or labelling shall link directly to this information, and the mandatory food information shall be presented in one place, readily identifiable, grouped together, and easily distinguishable separately from other commercial information intended for sale or marketing purposes.]

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報は容易に識別可能で、グループ化され、他の情報と容易に区別できなければならない。

25

② テクノロジーを使用して食品表示情報が提供される場合、その情報はいつまで利用可能でなければならないか

7. テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する場合に適用される原則

- CCFL47では、テクノロジーを使用して提供される食品表示情報がいつまで利用可能でなければならないについても引き続き検討課題とされた。
- EWGにおける議論を経て、セクション7.5に規定されるデジタルツールで提供される食品義務表示情報の利用可能期間については、消費期限のある食品については少なくともその消費期限、賞味期限の付される食品や期限表示のないような食品については、その食品が安全で、販売、消費、使用に適している限りの間が適切であるということで、セクション7.5の文言を修正。

○修正前（CCFL47(step 5)時点）

7.5 Where mandatory food information is provided using technology, the reference on the label or labelling should link directly to this information and the food information should be available for the duration of the food's shelf life [at least and not less than best before date or expiry date]. [The link shall not include advertising⁵ pertaining to the food.]

the duration of the food's shelf life（食品の保存期間）に関する記述について、より具体的な文言へ変更



○修正後（CCFL48前（Step 6）時点）

7.5 Where mandatory food information is solely provided using technology, the food information shall be available for at least the period, established under intended conditions of distribution, storage, retail and use, that the food would remain safe and suitable for sale, consumption or use. For prepackaged foods that are labelled with a use-by date or expiration date, this means for at least the period up to and including this date.

7.5 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり利用可能でなければならない。これは、消費期限（use-by date or expiration date）が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

26

③ 食品表示情報の提供が、テクノロジーの使用のみによって行われるべきではない場合について

- CCFL47では、以下のような規定が議論された。

○CCFL47開始(step 4)時点

3) Food information concerning health and safety (e.g. ingredients, allergens, expiration dates) should not be provided exclusively using technology if its absence on the label or labelling could cause ~~injury~~ **harm** to the health of a consumer.

3) 健康及び安全に関する食品情報（例：原材料、アレルゲン、消費期限）は、ラベル又は表示がないことにより消費者の健康に害を及ぼしうる場合には、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

○ CCFL47における議論を経て、

- ・テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない事項として「名称」nameが追加された。
- ・「健康及び安全に関する食品情報」に何が該当するかは各国当局に委ねられるべき事項であるといった指摘を受け、例示が削除された。
- ・「ラベル又は表示がないことにより消費者の健康に害を及ぼしうる場合には」という部分が削除された。

○ EWGでは一部の国から、「ラベル又は表示がないことにより消費者の健康に害を及ぼしうる場合には」を復活させるべきとの意見もあったが、指示が集まらず反映されていない。

○CCFL47終了(step 5)時点 ⇒ CCFL48前（step 6）時点で変更なし

5.2 Name of the food and food information concerning health and safety should not be provided exclusively using technology.

5.2 食品の名称並びに健康及び安全に関する食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

27

④テクノロジーについての消費者の理解に係る規定

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

- CCFL47では、考慮事項として「そのテクノロジーについて消費者が同じように理解しているという証拠がある」という文言が追加され、引き続きの検討事項とされた。

○修正前（CCFL47(step 5)時点）

5.1 The food information should be readily accessible to consumers during normal and customary circumstances of purchase and use, which means:

- (a) there should be sufficient technological infrastructure to support providing food information using that technology within the geographic area or country where the food is sold, such as in regards to prevalence and reliability of service,
- (b) the general population, or a sub-set of the population for whom the food information is intended, should have widespread and adequate access to the technology in that geographic area or country, and have adopted its use, and
- (c) it is reasonable for the consumer to use the technology to access the food information during the normal and customary circumstances of purchase and use and that there is evidence of similar consumer understanding of the technology.

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a)食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
b) 一般の人々、又はその一部であって食品情報が想定する人々は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範かつ適正なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
c)購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的であり、そのテクノロジーについて消費者が同じように理解しているという証拠がある。



28

④テクノロジーについての消費者の理解に係る規定

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

- 当該部分については、意味が不明瞭で冗長、実効的でない等の理由で指示が集まらず、最新の条文案では削除されている。

○修正後（CCFL48前(step6)時点）

5.1 The food information should be readily accessible to consumers during normal and customary circumstances of purchase and use, which means:

- a) there should be sufficient technological infrastructure to support providing food information using that technology within the geographic area or country where the food is sold, such as in regards to prevalence and reliability of service,
- b) the general population, or a sub-set of the population for whom the food information is intended, should have widespread and adequate access to the technology in that geographic area or country, and have adopted its use, and
- c) it is reasonable for the consumer to use the technology to access the food information during the normal and customary circumstances of purchase and use ~~and that there is evidence of similar consumer understanding of the technology.~~

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a)食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性といった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。
b) 一般の人々、又はその一部であって食品情報が想定する人々は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範かつ適正なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。
c)購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的であり、そのテクノロジーについて消費者が同じように理解しているという証拠がある。

29

- セクション7.10に「又は聞きやすい」を追加すべきか、eコマースに係る作業との並びを取ってセクション7.12を追加すべきか。
- 本ガイドライン案はステップ8に進む準備ができているか。

○文言追加

7.10 Food information described or presented using technology shall be clear, prominent and readily legible for audible to the consumer under normal settings and conditions of use of the technological platform.

7.10 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすい[又は聞きやすい]ものでなければならない。

○新たなセクション7.12の追加

7.12 Where food information is provided using technology, it shall be provided without any additional costs for the consumer.

[7.12 食品情報が技術を使用して提供される場合には、消費者への追加的負担なしに提供されなければならない。]

30

その他の議題について

仮議題 8 :包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形式に関する規定（ステップ 4）

経緯

- CCFL45（2019年 5 月）において、コロンビアが詰め合わせ商品（ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形式）の食品の表示に関する議論文書を発表し、CCFL46（2021年 9 月）では、これらの包装形式では個々の食品の日付表示や原材料一覧などの表示情報が消費者から隠される可能性があることを強調。
- CCFL47（2023年 5 月）にてEWGが設立され、CCFL48で検討される草案を作成することで合意。EWGにおいて議論が行われた。

○CCFL48における作業文書CX/FL 24/48/8における「マルチパック」「ジョイントプレゼンテーション」の定義の案

"Multipack format" means that presentation that is made up of a secondary outer container and two or more units of the same or different prepackaged food, which are intended to be consumed separately.

Note: For example, small packages of French fries of different flavors in a larger package.

"Joint presentation" means a consisting of an outer container that contains two or more units of food of different nature, which are supplemented or mixed for consumption.

Note: For example, yogurt and cereal.

「マルチパック形式」とは、二次的な外装容器と、別々に消費されることを意図した2つ以上の同じまたは異なる包装済み食品で構成されるものを意味します。

注: 例えば、異なる味のフライドポテトの小包装が大きな包装の中に入っているもの。

「ジョイントプレゼンテーション」とは、消費する際に補足または混合される2つ以上の異なる性質の食品を含む外装容器から構成されるものを意味します。

注: 例えば、ヨーグルトとシリアル。

○ CCFL48における検討事項

- GSLPFのジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形式に関連する改正案の確認。
- 本改正案はステップを進める準備ができているか。

32

仮議題 8 :包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形式に関する規定（ステップ 4）

（参考）我が国では、「食品表示基準Q&A」において、詰め合わせ食品の表示方法についての考え方を提示

加工-241	詰め合わせ食品の表示方法について教えてください。
加工-242	数種類の製品を詰め合わせた場合、原材料名、添加物、内容量の表示はどのようにすればよいですか。
加工-243	数種類の製品を詰め合わせた場合、栄養成分の量及び熱量の表示はどのようにすればよいですか。
加工-244	セットで販売され、通常一緒に食される食品の表示について、個々のものを栄養強調表示することは可能ですか（例えば、うどんとめんつゆのセット商品において「30%塩分カットのめんつゆ使用」と表示した場合）
加工-245	栄養成分表示について、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）では、セットで販売され、通常一緒に食される食品の表示については、セット合計の含有量を表示し、これに併せて、セットを構成する個々の食品についても、含有量を表示することは差し支えないとしています。セットを構成する個々の食品の含有量を食品表示基準別記様式 2 又は 3 の様式中に表示することは可能ですか。
加工-246	詰め合わせ商品、個包装集合体のもので、個包装に表示した場合、商品外装パッケージにも表示する必要がありますか。必要がある場合、表示方法を教えてください。また、反対に、個包装に表示せずに商品外装パッケージのみに表示することも可能ですか。

仮議題 8：包装済み食品の表示に関する一般基準の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形式に関する規定（ステップ4）

（参考）我が国では、「食品表示基準Q&A」において、詰め合わせ食品の表示方法についての考え方を提示（加工－241）詰め合わせ食品の表示方法について教えてください。

（答）

1 詰め合わせ食品の表示に当たっては、単なる詰め合わせ商品になるのか、詰め合わせることで新たな独立した一つの商品となるのかによって、表示方法が異なります。

2 単なる詰め合わせ商品の場合

個別の詰め合わせた食品ごとに外装に表示するのが原則です。ただし、詰め合わせた食品の一つ一つに表示があり、外装からその表示が認識できる場合は、改めて外装に表示をする必要はありません。

また、個々の容器包装に表示をしてある食品を、客の求めに応じて箱等に入れて販売する場合の箱等には表示をしなくても差し支えありません。

3 新たな独立した一つの商品（詰め合わせたものを全て使用して合わせて食することを意図した食品等）の場合（例：カップ麺、即席みそ汁、鍋セット等）

全体を一つの食品とみなし、外装に一括表示するのが原則です。この際、各構成要素は当該加工食品の原材料になります。

4 ただし、新たな独立した一つの商品であっても、各構成要素が食品表示基準別表第19及び別表第24の上欄に掲げる食品のうち、以下に掲げる食品に該当する場合は、同表の中欄に掲げる表示事項を同表の下欄に定める表示方法に従い、当該商品の外装に表示してください。

① 即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）

②～⑱ （略）

5 上記詰め合わせの形態にかかわらず、食品表示基準第3条第1項の表の製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称の表示については、それぞれ異なる製造所等で容器包装され販売に供する個別食品を詰め合わせる場合、原則、各々の個別食品について表示が必要ですが、一つの独立した商品として販売される食品に該当する場合は、いずれかの個別食品の製造又は加工を行い、かつ、最終的に詰め合わせを行った事業者のみを製造所又は加工所として表示することができます。この場合、表示責任者が詰め合わせ食品の製造又は加工を行う事業者と合意しておく必要があります。

34

仮議題 9：アルコール飲料の表示（討議文書）

背景と議論の経過

- CCFL45（2019年）において、アルコール飲料の表示に関する文書に関して次の5つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。WHOからは、消費者が容易にアルコール量を理解できる表示が必要等との主張があった。次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。
 - 勧告1 新たな規格の策定作業の開始
 - 勧告2 既存の規格（「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」等）でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始
 - 勧告3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始
 - 勧告4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始
 - 勧告5 新規作業を開始しない
- CCFL46（2021年）では、COVID19が原因で討議文書は準備できなかったが、引き続き討議文書の作成を行いたい旨ロシアから発言があった。今次会合では本件に係る議論は行われなかったが、WHOから、この議題は公衆衛生上有益であるため、討議文書の作成を支援する旨の発言があり、次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。
- CCFL47（2023年）でも討議文書は準備されていなかった。ただし、WHOとEUROCARE から議場内配布文書（CRD）が提出されていたこともあり、本議題を部会のアジェンダとして残すか否かが議論された。WHOの担当者は本議題の重要性について強調し、これに賛同する加盟国もあったが、この議題を主導しようとする加盟国は現れなかった。WHOはそこで、WHO自身が討議文書を作成する旨を提案した。加盟国でもないWHOが討議文書を作成することに疑問を呈する加盟国もあったが、コーデックス事務局は、FAOまたはWHOの事務局長が議題を設定することができると述べた。コーデックス事務局は、コーデックスの表示に関する既存の文書はアルコール飲料にも適用されているが、にも拘わらず一部の加盟国においてはそのように適用されているように見えないと述べた。次回会合でもこの議題を検討すること、この議題に対しコーデックス委員会が取りうる将来の行動に関して事務局が回付文書（CL）を発出すること、CLの結果に基づいてWHOが討議文書を作成することが、合意された。

発出されたCLに対する日本のスタンス

- CCFL47後発出されたCLは、第一問で、酒類の表示に必要な項目はどのようなものがあるかを聞き、第二問でコーデックスが酒類の表示に関する新規文書を作成することの要否を聞く、という構成だったが、日本は両問に回答するに先立って、以下の一般的意見を述べた。
 - ①食品に適用されるコーデックスの各種規格等は、日本では主に「食品表示基準」が担保している。当該基準は、食品表示に関連する既存のコーデックス文書同様、原則アルコール飲料を含む全ての食品に適用されている。
 - ②各国・地域では、既にアルコールを含む食品の表示が制度化されており、現時点で特段の不都合が生じている状況にはないと承知している。したがって、コーデックス食品表示部会が、アルコールを含む食品それぞれについて、表示の規定を設ける必要があるとまでは言えない。
 - ③アルコール飲料の種類ごとの規制（名称、原材料、表示等）については、各国・地域の法令や、各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきと考える。
 - ④もし、既存のコーデックス規格をアルコール飲料に適用しにくいという加盟国があったとしても、新しいコーデックス規格を策定するのではなく、既存のコーデックス規格及び関連文書を改訂すれば良いと考える。

CCFL48に提案されている討議文書

- 討議文書で、WHOは、CLへの回答を分析した結果、多くの国がアルコール飲料の表示について新しい取り組みを行うことに賛同している、と結論付けている。
- 討議文書で、WHOは、以下の事項を検討するよう部会に勧告している。
 - ①アルコール飲料向けの義務的表示事項の策定とその適用範囲の決定
 - ②コーデックス文書における「食品」の定義の見直しと「飲料」「ノンアルコール飲料」「アルコール飲料」の定義の策定
 - ③既存のコーデックス文書がアルコール飲料に適用される旨の新たな規定の追加や、上記①②を反映させた、既存のコーデックス文書の改訂・修正
- 一方で、各国のCLへの回答を確認すると、例えばEU、米国、カナダは、第1問、第2問の回答欄は空欄のままでアルコール飲料の表示に関して、既存のさまざまなルールに上乗せしてコーデックスが新たな文書を作成する必要はないと回答している。英国やニュージーランドは（日本と同様）回答欄にも記入したうえで、コーデックスが新たな文書を作成する必要はないとのコメントを記入している。

36

仮議題10：緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）

経緯

- 近年の緊急事態の発生を受け、安全で十分な食糧供給を確保するために、多くの国が食品表示要件に一定の一時的な柔軟性を導入することを検討している。
- 現在コーデックスの文書については、緊急事態に各国がとることのできる措置や検討すべき事項についての指針は示されていない。
- CCFL47において討議文書が提出され、その後協議文書を通じて、このようなガイドラインが有益かどうか、取り扱う範囲はどの程度とすべきか、「緊急事態（emergency）」や「柔軟性（flexibility）」などの定義が必要かどうか、緊急事態かどうかの判断基準とはどのようなものであるべきかなどについて議論がなされた。
- リスク評価に基づいた安全性の確保が最優先事項であるということは各国の共通の考え方であったが、「緊急事態（emergency）」や「柔軟性（flexibility）」などの用語の定義の必要性や、ガイドラインの内容をどこまで具体的に定めるかなどについては、意見が分かれた。
- 協議文書における議論の内容をもとに、討議文書を更新し、プロジェクトドキュメント及びガイドライン草案のサンプルテキストが作成された。

○ CCFL48における検討事項

- 討議文書及びプロジェクトドキュメントの検討。
- CCFL49において検討されるガイドライン案を準備するためのEWGの設置。

仮議題10：緊急事態における食品表示規定の適用（討議文書）

○サンプルテキスト「緊急事態における食品表示措置の適用に関するガイドライン」

目的と範囲

- 本ガイドラインの目的は、サプライチェーンの混乱を引き起こす緊急事態における食品表示規制の検討と柔軟な適用に関する一般原則と意思決定基準を通じてガイダンスを提供し、そのような緊急事態において所管当局が適用する食品表示の柔軟性を確保しつつ、不確実な状況において食品の安全性と公正な取引を維持するために、そのような柔軟性が可能な限り調和がとれ、リスクベースであるようにすることである。
- 本ガイドラインは、包装食品と非小売用容器入り食品の両方に適用される。
- 本ガイドラインにおいて、緊急事態（emergency）とは、国際的な食料サプライチェーンの全体または一部に重大な混乱を引き起こす、例外的かつ一時的な出来事を意味する。（中略）このような緊急事態は世界的または地域的に発生する可能性があり、安全で適切な食品供給を維持するために管轄当局が食品表示規制の柔軟な適用を検討するよう促す可能性がある。
- 本ガイドラインにおいて、そのような柔軟性は、緊急時に安全で適切な食料供給を促進するためにどうしても必要な範囲および期間における、リスクに基づいた食品表示規制の適用除外（risk-based derogation）とであるものとし、それは管轄当局によって決定される。

その他の主な内容

- 緊急事態の発生前に管轄当局が行うべき事項
（例：国内法との整合性の見直しや、緊急事態に従うべき手順、利害関係者の責任、関係諸国や大衆への通知方法などを含めた計画の作成など）
- 緊急事態かどうかを判断する基準
- 緊急事態に実行できる措置の条件
（例：安全性を損なわない、特定の事業者に不当な優位性を与えない、透明性のある情報通知など）

38

仮議題11：トランス脂肪酸（討議文書）

○ CCFL48における検討事項

（前回(CCFL47)に引き続き、油脂部会(CCFO)での議論の進展を待つ必要があることから、CCFL48において特段の検討は行われない見込み）

○ 経緯

- 食品に関するすべての強調表示に適用される一般的なガイダンスは、現在、強調表示に関する一般ガイドライン（*General guidelines on claims*）（CXG 1-1979）で提供されているが、当該ガイドラインが作成された当時、持続可能性に関連する表示は食品の間では一般的ではなかった。
- 近年、食品に関する持続可能性関連の表示、特に環境要素を含む表示が増加していることから、これらの表示が有意義で、誤認を招かないものであるようにするため、CCFLの提供するガイダンスの改善及び一般ガイドラインの修正が提案された。
- 2022年に実施した実態調査の結果、持続可能性に関する強調表示のほとんどが環境に関連する表示であったこと、持続可能性という用語の表す範囲が広範すぎるという意見があったことから、CCFLが提供するガイダンスの対象範囲は、環境に関する強調表示（*environmental claims*）に限定し、強調表示に関する一般ガイドラインを改正し、当該ガイドラインの範囲内でガイダンスを提供することが提案された。
- また、環境に関する強調表示のうち、食品そのものに関するものではないもの（包装や食品を生産する企業のコミットメントなどに関する強調表示）については、一般ガイドラインの範囲外のため、これらをガイドラインの範囲に含めるべきかどうかを検討する必要があるとされた。
※一般ガイドラインの対象範囲は、“食品に対してなされる強調表示に関するもの”となっている。

○ CCFL48における検討事項

- CCFLが提供する持続可能性に関する強調表示に関するガイダンスは、環境に関する強調表示に限定し、その強調表示が意味を持ち、誤認を招かないものであるようにすることに重点を置くとしてよい。
- CCFLが提供する環境に関する強調表示に関するガイダンスを、強調表示に関する一般ガイドライン（CXG 1-1979）に含めるべきか。
- ガイドラインの改正や、範囲の拡張に関する作業を開始してよい。

40

議題13：砂糖の表示 - 添加糖類の定義（討議文書）

○ 経緯

- CCFL47（2023年5月）において、コスタリカから添加糖類の定義について、次回のCCFLまでに討議文書を作成することで合意した。「栄養表示に関するガイドライン」（CXG2-1985）に添加糖類の定義を盛り込む必要性について議論し、当該ガイドラインの3.2「栄養素のリスト」に添加糖類を含める必要性について議論した。

○ 主な内容

- 添加糖類の定義の有無、添加糖類が任意表示か義務表示なのか
- 添加糖類を定義するために使用した方法について
- コーデックスが添加糖類の定義をすることの重要性とそれを検討する委員会について
- コーデックスが栄養素のリストに添加糖類を含めるべきか、またこのリストに含むことを義務、任意どちらにするべきか
- CCFLで添加糖類の定義を作成する時の潜在的な障壁などについて

○ CCFL48における検討事項

- 添加糖類の定義の確立に向けた更なる作業
- 関連するコーデックス文書（「栄養表示に関するガイドライン」（CXG2-1985）及び「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」（CXG23-1997））について、
 - 添加糖類の定義はどこに組み込まれるべきかの決定
 - 添加糖類は表示されるべき栄養成分リストに含まれるべきかの分析
 - 添加糖類の表示は義務であるべきか任意であるべきかの決定

(参考資料) 主要議題 (アレルギー、eコマース、テクノロジー) に係る仮訳

(参考仮訳(抄))アレルギー表示に係る包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改正案(1/4)

※ REVISION TO THE GENERAL STANDARD FOR THE LABELLING OF PRE-PACKAGED FOODS (CXS 1- 1985): PROVISIONS RELEVANT TO ALLERGEN LABELLING (STEP 7) (CX/FL 24/48/5)(2024年8月) をベースに消費者庁で仮訳を作成 (リンクは最終ページを参照)

4. 包装食品の義務的表示

4.2 – 原材料一覧
4.2.1.4
以下の食品及び原材料は、食物アレルギー又はセリアック病を引き起こすことが知られており、原材料名に加えて、又は原材料名の一部として、特定の名称を使用して常に表示されなければならない。

食品及び原材料	特定の名称
グルテンを含む穀物及びその製品 -小麦及び他のTriticum 種 -ライ麦及び他のSecale種 -大麦及び他のHordeum種	小麦 ライ麦 大麦
甲殻類及びその製品	甲殻類
卵及びその製品	卵
魚類及びその製品	魚
落花生及びその製品	落花生
乳及びその製品	乳
ごま及びその製品	ごま
特定の木の果実類及びその製品 -アーモンド(Prunus amygdalus) -カシュー(Anacardium occidentale) -ヘーゼルナッツ(Corylus avellana) -ペカン (Carya illinoensis) -ピスタチオ (Pistacia vera) -クルミ(Juglans regia, Juglans nigra)	アーモンド カシュー ヘーゼルナッツ ペカン ピスタチオ クルミ

4.2.1.5
4.2.1.4 に記載されている食品及び原材料に加えて、以下を含むいかなるその他の食品および原材料についても、原材料名に加えて、またはその一部として、特定の名称を使用して表示することが求められてもよい。これは、リスク管理上の考慮事項を考慮した、それぞれの集団に関する利用可能なリスク評価データに基づくものとする。

食品及び原材料	特定の名称
ソバ及びその製品	ソバ
セロリ及びその製品	セロリ
オーツ麦及び他のAvena種及びその製品	オーツ麦
ルピナス及びその製品	ルピナス
マスタード及びその製品	マスタード
大豆及びその製品	大豆
ごま及びその製品	ごま
特定の木の果実類及びその製品 -ブラジルナッツ(Prunus amygdalus) -マカダミア(Macadamia integrifolia, Macadamia tetraphylla) -松の実(Pinus spp.)	ブラジルナッツ マカダミア 松の実

4. 包装食品の義務的表示

4.2 原材料一覧

4.2.1.6 確立された基準（注7）を用いた評価に従い、地域又は国の管轄当局は、セクション4.2.1.4及び該当する場合は4.2.1.5に掲げる食品由来の原材料の表示義務を除外することができる。

注7 FAO and WHO (2022). Risk assessment of food allergens: Part 1: Review and validation of Codex Alimentarius priority allergen list through risk assessment. p15-20.
<https://doi.org/10.4060/cb9070en>.

4.2.1.7 亜硫酸塩は、10mg/kg以上の濃度で、[消費者に提供される際に/消費される際に]食品中に存在するときは、原材料名の一部としては又はこれに追加して、「亜硫酸塩」(sulphite又はsulfite)の特定の名称を用いて表示されなければならない。注8 亜硫酸塩は、二酸化硫黄(SO₂)の総濃度および二酸化硫黄当量として測定されます。

4.2.2 バイオテクノロジーを通じて得られた食品又は食品原材料に、4.2.1.4及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料から移行した食品アレルギーが存在する場合は、表示されなければならない。

4.2.3 4.2.1.4、4.2.1.7、および該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料で、原材料名に加えて、又はは原材料名の一部として特定の名称を使用して表示する必要があるものを除き、原材料リストの原材料は、セクション4.1（食品の名称）に定められた規定に従って表示されるものとする。ただし、次の場合は除く。

4.2.3.1 一般的な分類名の方がわかりやすい場合を除き、以下の分類名を使用することができる。分類名が使用される場合、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料は、分類名に加え又はその一部として、特定の名称を使用して表示されなければならない。

44

4.2 原材料一覧

4.2.4 食品添加物の加工助剤及びキャリアオーバー

4.2.4.2 技術的な機能を発揮するために必要な量よりも低い水準で食品中にキャリアオーバーされた食品添加物及び加工助剤は、原材料一覧への表示が免除される。ただし、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載された食品添加物及び加工助剤については、この免除は適用されない。

6 -義務表示要件の適用除外

香辛料及びハーブを除き、その最大表面積が10 cm²に満たない小さな食品については、セクション4.2及び4.6から4.8までの要件を除外できる。この免除は、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合は4.2.1.5に記載されている食品及び原材料の表示には適用されません。

8. 義務的情報の提示

8.3 特定の食品及び原材料の表示

8.3.1 セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の特定の名称は、フォントタイプや書式、色を用いて周囲からはっきりと目立つように表示されなければならない。

8.3.2 セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の特定の名称は、原材料一覧の中若しくは分離した文言又はその両方に表示されなければならない。

8.3.2.1 分離した文言を使用する場合は、「含む」という文言（又は類する文言）で始まらなければならない、原材料一覧がある場合にはその直下又は近接した場所に表示されなければならない。

8. 義務的情報の提示

8.3.3 ある食品が原材料一覧における表示の適用除外となっている場合において、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料は、セクション8.3.2.1に従う分離した文言中といった形で表示されなければならない。

8.3.4 単一の原材料からなる食品については、セクション4.2.1.4、4.2.1.7及び該当する場合には4.2.1.5に掲げる食品及び原材料が名称の一部として又は名称と併せて表示されている場合には、セクション8.3.3の規定は適用しない。

(訳出元リンク) REVISION TO THE GENERAL STANDARD FOR THE LABELLING OF PRE-PACKAGED FOODS (CXS 1- 1985): PROVISIONS RELEVANT TO ALLERGEN LABELLING (STEP 7)
[fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ffl48_05e%2B%2528Part%2BA%2529.pdf](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ffl48_05e%2B%2528Part%2BA%2529.pdf)

(参考仮訳) 予防的アレルギー表示ガイダンス案(1/3)

※ GUIDELINES ON THE USE OF PRECAUTIONARY ALLERGEN LABELLING (STEP 4) (CX/FL 24/48/5)(2024年8月) をベースに消費者庁で仮訳を作成 (リンクは最終ページを参照)

1. 目的

食品アレルギー又はセリアック病の消費者に交差接触による食品中のアレルギーの意図しない存在のリスクを伝えるための予防的アレルギー表示 (PAL) の効果的な使用に対する一貫性のある調和のとれたアプローチを促進すること。

2. 適用範囲

このガイドラインは、包装食品における交差接触によって引き起こされる食品アレルギーの意図しない存在によるリスクを示すために使用されるPALに適用される。

3. 予防的アレルギー表示の定義

このガイドラインにおいて、「予防的アレルギー表示」(PAL) は、リスク評価によって特定された交差接触による食品アレルギーの意図しない存在によるリスクを示すために、包装食品のラベルに記載される文言を意味する。

(参考仮訳) 予防的アレルギー表示ガイドンス案(2/3)

4. 一般原則

4.1

交差接触による食品アレルギーの意図しない存在を防止又は最小限に抑える管理を含む効果的なアレルギー管理は、食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実践規範（CXC 80-2020）に従って実施されるものとする。PAL の使用は、これらのアレルギー管理方法を使用しても食品アレルギーの意図しない存在を防止または制御できず、参照用量を超える曝露につながる可能性がある状況に限定されるものとする。

4.2 PAL を使用するかどうかの決定は、意図しないアレルギーの存在への参照要領を超える潜在的な曝露に係る、定量的リスク評価を含むがこれに限定されないリスク評価の結果に基づいて行うものとする。

4.3 PALは、アレルギー由来のタンパク質の存在が、4.3.1に記載されている参照用量を使用して、このアレルギーのアクションレベルと同等かそれ以上である場合にのみ使用されるものとする。

4.3.1 参照容量

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the allergen)
Almond (provisional)	1.0
Brazil nut	1.0
Cashew (and Pistachio)	1.0
Macadamia	1.0
Pine nut	1.0
Walnut (and Pecan)	1.0
Celery	1.0
Mustard	1.0
Peanut	2.0
Egg	2.0
Milk	2.0
Sesame	2.0
Hazelnut	3.0
Wheat	5.0
Fish	5.0
Buckwheat	10
Lupin	10
Soy	10
Crustacea	200

48

(参考仮訳) 予防的アレルギー表示ガイドンス案(3/3)

4. 一般原則

4.3.2 上記4.3.1によって特定のアレルギーに対する参照用量が確立されていない場合、地域又は国の管轄当局は、アクションレベルを決定する目的で、認められた原則※に従って参照用量を設定することができる。

※FAO and WHO (2022). Ad hoc Joint FAO/WHO Expert Consultation on Risk Assessment of Food Allergens: Part 2: Review and establish threshold levels in foods of the priority allergens. <https://doi.org/10.4060/cc2946en>.

4.4 PAL には、消費者、医療提供者、食品事業者による PAL の理解と適切な使用を確保するための教育/情報プログラムが付随するものとする

5. PALの提示

5.1 包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）のセクション8.1.1、8.1.2、8.1.3、及び 8.2は、PAL に適用される。

5.2 PAL は、（ある場合には）原材料リストの下又は近接した範囲内で、別の文言として記載されるべきである。

5.2.1 PALの文言は、「含まれる可能性がある」という語句（または同等の語句）で始まり、GSLPF のセクション 4.2.1.4 及び該当する場合は 4.2.1.5 に記載されている特定の名称を使用して特定のアレルギーを含むものとする。

5.2.2 PALの文言は、GSLPF のセクション 8.3.1 に従って行われた宣言に使用されるものと同じフォントの種類、スタイル、または色を使用するなどして、周囲のテキストと明確に対照的になるものとする。

（訳出元リンク）GUIDELINES ON THE USE OF PRECAUTIONARY ALLERGEN LABELLING (STEP 4)

[fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ff148_05e%2B%2528Part%2BB%2529.pdf](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ff148_05e%2B%2528Part%2BB%2529.pdf)

(参考仮訳) eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案(1/3)

※GUIDELINES ON THE PROVISION OF FOOD INFORMATION FOR PRE-PACKAGED FOODS TO BE OFFERED VIA E-COMMERCE (STEP 7)(2024年8月) をベースに消費者庁で仮訳作成

1. 目的

このガイドラインの目的は、eコマースを介して食品を購入する消費者が、食品の実際のラベルに表示されている情報や、eコマースを介して提供される食品に関するその他の事項を確実に把握し、情報に基づいた選択ができるようにすることである。

2. 適用範囲

2.1 このガイドラインは、要求され又は任意に提供される食品情報であって、eコマースを介して提供される包装食品の製品情報eページに表示されるもの、及びその表示に関する特定の側面に適用される。
2.2 このガイドラインは、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）に規定されている、配達時点において包装食品のラベル上に要求される情報には適用されない。

3. 用語の定義

この文書の適用にあたり、以下の用語は、包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）のセクション2と併せて用いられなければならない。

「配達時点において」とは、消費者が包装食品を受け取る瞬間を意味する。

「eコマース」とは、食品に関して、電子的手段による商品及びサービスの生産、流通、マーケティング、販売若しくは配達を意味する。

「eコマースにおける販売の時点より前に」とは、消費者が注文及び購入の意思表示をする前に提供されることを意味する。

「製品情報eページ」とは、情報に基づいたeコマースによる販売を行うことを目的とした、消費者向け電子取引プラットフォーム上の仮想空間を意味する。

4. 一般原則

包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）のセクション3の一般原則は、販売が申し出られている包装食品の製品情報eページで示される食品情報に提供される。

50

(参考仮訳) eコマースを介して提供される包装食品の食品情報の提供についてのガイドライン案(2/3)

5. 食品情報の原則

5.1 このガイドライン又は他のコーデックス文書に明示的に規定されている場合を除き、包装食品のラベル又は付随する表示で提供することが要求される食品情報は、eコマースにおける販売の時点より前に、包装食品の製品情報eページにおいて提供されなければならない。

これには、以下において規定されている食品情報が含まれる。

・包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）のセクション4及び5（セクション4.6及び4.7.1を除く） [包装食品の保持期限を示す表示の提供が推奨される。][この条項において、「保持期限」とは、配達の時点から賞味期限又は消費期限までの期間で、その食品が適切に保管された場合にその特性を保持する期間をいう。]（オプションA）

又は

・[「消費期限」「有効期限」「賞味期限」又は「品質保持期限」の最低何日前までに製品が最終消費者に届けられるかの表示が推奨される。]（オプションB）

・「栄養表示に関するガイドライン」のセクション3

・その他の関連するコーデックステキスト

(続く)

5. 食品情報の原則（続き）

5.2 消費者に対し、消費前に実際のラベルで食品情報を確認するよう指示する文言が、eコマースでの販売時点より前に製品情報ページで提示されなければならない。

5.3 包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）セクション 6 に規定される小さな食品の表示免除は、具体的な状況又は環境により正当化されない限り適用されない。

5.4 eコマースで提供される包装食品に係る情報は、消費者への追加的負担なしに提供されなければならない。

6. eコマースにおける販売時点より前の任意の食品情報

GSLPFのセクション 7（※）は、販売される包装食品の製品情報ページで消費者に示される情報に適用される。

※ 任意表示に関して、義務的要件や誤認を招いてはならない等の一般原則等に抵触しない場合に限りいかなる記載であっても掲示することができる等の規定

7. 義務的食品情報の提示

7.1 このガイドラインで要求される食品情報は、製品情報ページの通常の設定及び使用の条件下で、明瞭かつ目立つ形で消費者が容易に判読できるものでなければならない。

7.2 製品情報ページで使用される言語は、当該食品が販売され、配送される国の消費者に適したものでなければならない。

（訳出元リンク） GUIDELINES ON THE PROVISION OF FOOD INFORMATION FOR PRE-PACKAGED FOODS TO BE OFFERED VIA E-COMMERCE (STEP 7)

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252Fmeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ffl48_06e.pdf

52

(参考仮訳) 食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案(1/4)

※ GUIDELINES ON THE USE OF TECHNOLOGY TO PROVIDE FOOD INFORMATION IN FOOD LABELLING (STEP 7) (CX/FL 24/48/7)(2024年8月) をベースに消費者庁で仮訳を作成

1. 目的

消費者に包装食品に係る情報提供を行うためのテクノロジーの使用について、指針を提供すること

2. 適用範囲

このガイドラインは、包装食品上のラベル又は表示を介し、消費者がテクノロジーを使用してアクセスする食品情報に適用される。

3. 利用

このガイドラインは、GSLPFその他の包装食品の表示に関連するコーデックス文書と併せて読むべきものである。

4. 用語の定義

このガイドラインの目的において

「食品情報」とは、包装食品に関するコーデックス文書の適用を受ける情報を意味する。

「テクノロジー」とは、ウェブサイト、オンラインプラットフォーム、モバイルアプリケーションを含むがこれらに限られない、あらゆる電子的又はデジタルの手法を指す。

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項

5.1 食品情報は、購入及び使用の通常かつ日常的な環境において、消費者が容易にアクセスできるものであるべきである。すなわち、
a) 食品が販売される地理的領域又は国内において、テクノロジーを用いた食品情報の提供を支える、サービスの普及度や信頼性と
いった観点から見て十分な技術的インフラが必要である。

b) 一般の人々、又はその一部であって食品情報が想定する人々は、当該地理的領域又は国内においてそのテクノロジーへの広範かつ適正なアクセスを有し、その使用を取り入れているべきである。

c) 購入又は使用の通常かつ日常的な環境において、その食品情報にアクセスするためにそのテクノロジーを利用することが消費者にとって合理的である。

（続く）

5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項（続き）

5.2 食品の名称並びに健康及び安全に関する食品情報は、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

5.3 個別の実物の商品と紐付いている食品情報（例：ロット番号、日付表示）は、個別の商品とその情報とを紐付けることができなくなるおそれがあるのであれば、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

6. ラベル上でアクセスできない食品情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用

6.1 販売の状態やラベル又は表示上の記載の免除のために、消費者が食品表示情報にアクセスできない場合には、当該食品表示情報へのアクセスを消費者に提供するためのテクノロジーの使用が検討されるべきである。

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

包装食品のラベル又は表示を介してテクノロジーの使用により消費者がアクセスする食品情報については、その食品情報が義務的に求められるものか任意で提供されるものかに関わらず、次の原則に基づかなければならない。

7.1 GSLPFのセクション3に規定する一般原則は、テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報に適用される。

7.2 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、他の言語で表示される場合も含めて、包装食品のラベル又は表示上で提供される情報と矛盾するものであってはならない。

7.3 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、ラベル又は表示上のreferenceは当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報は容易に識別可能で、グループ化され、他の情報と容易に区別できなければならない。
(続く)

54

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則（続き）

7.4 食品情報がテクノロジーの使用により提供される場合には、該当するコーデックス文書に従って示されなければならない。

7.5 義務的食品情報がテクノロジーの使用のみによって提供される場合には、その食品情報は少なくとも、流通、保管、小売及び使用の意図された条件下において、その食品が安全で販売、消費又は使用に適する状態を保つ期間にわたり使用可能でなければならない。これは、消費期限（use-by date or expiration date）が表示されている食品の場合、少なくともその日付までの期間を意味する。

7.6 テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、個人を特定するために使用されるかもしれない情報を提供又は開示する必要なく、容易にアクセスできなければならない。

7.7 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へのreferenceを行うにあたっては、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるよう、十分な情報がテクノロジープラットフォーム上に掲示されなければならない。

7.8 包装食品のラベル又は表示上のreferenceの目的が消費者にとって自明でない場合には、どのように用いられたいのか、又はその使用によって得られる食品情報の種類に関する説明が伴わなければならない。（例：「原材料についての詳細情報はここをスキャン」）

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則 (続き)

7.9 テクノロジーの使用によりアクセスされる食品情報とリンクするラベル又は表示上のreference及び説明文は、GSLPFのセクション8.1.2及び8.1.3に準拠しなければならない。

7.10 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報は、その技術的プラットフォームを用いる通常の下において、明確で目立つものであり、かつ読みやすい[又は聞きやすい]ものでなければならない。

7.11 テクノロジーの使用により記述又は提示される食品情報の言語は、当該食品が販売される国の消費者に適したものでなければならない。

[7.12 食品情報が技術を使用して提供される場合には、消費者への追加的負担なしに提供されなければならない。]

(訳出元リンク) GUIDELINES ON THE USE OF TECHNOLOGY TO PROVIDE FOOD INFORMATION IN FOOD LABELLING (STEP 7) (CX/FL 24/48/7)

https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/en/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcodex%252FMeetings%252FCX-714-48%252FWorking%2Bdocuments%252Ffl48_07e.pdf

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 55 回残留農薬部会

日時：(本会合) 2024 年 6 月 3 日 (月) ～ 6 日 (木)、8 日 (土)
場所：成都 (中国)

議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO/WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2023 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会 (CCPR) で生じた特定の懸案に対する 2023 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
7	長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定 (ステップ 4)
8	健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
9	各国の農薬登録の情報
10	JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定
11	CCPR と JMPR の手続強化
12	CCPR と食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) における作業の調整 農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する CCPR と CCRVDF の合同作業部会 - 作業の状況
13	トマトやピーマンの CXLs 設定を受けたなすにおける CXLs 設定の検討

14	その他の事項
15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 55 回残留農薬部会 (CCPR) 報告書

日時：2024年6月3日（月）～6日（木）、8日（土）

場所：成都（中国）

出席者：農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬国際審査官
消費者庁消費者安全課国際食品室室長補佐
消費者庁消費者安全課国際食品室主査
消費者庁食品衛生基準審査課課長補佐
消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬審査官
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第一室長

楠川 雅史
寺脇 万貴
佐々木佳名子
高橋 健
山内由紀枝
杉浦 健之
渡邊 敬浩

議題 1 議題の採択

インドが、仮議題 7 に関して、会期内作業部会を開催することを提案し、承認された。

また、欧州連合 (EU) が、昨年に改訂作業が終了した「食品及び飼料のコーデックス分類」(CXA 4-1989) 及び「農薬のMRLの外挿に係る代表作物選択の原則とガイダンス」(CXG 84-2012) *の公表状況のほか、改定後コードによるデータベースに登録済みの既存のコーデックスMRL (CXL) への影響について議論することを提案し、仮議題14として議論することとされた。

以上を踏まえて仮議題が採択された。

*CXA 4-1989は2006年来複数のパートに分割して修正・議論されてきたが、2023年に開催された第46回コーデックス総会 (CAC) において、全ての分割部分が採択された。

議題 2 報告者の選任

今次会合の報告者に、YAU Ho-pan Michael氏（中国）、Sarah McGrath氏（米国）及び Julian Cudmore氏（英国）が選任された。

議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

2023年に開催されたCACにおける決定事項等について紹介があった。

新たな食料源と生産システムに関する新規作業の提案が募られていること、コーデックスの次期戦略計画 (2026～2031) の議論が続いており、インプットが求められていることなどが強調された。CCPRと食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) との合同での検討については、農薬と動物用医薬品の両方の用途がある化合物に関する議題である議題 8 で扱うこととされた。

その他、第54回会合 (2023年) において、エチレンオキシド及び2-クロロエタノールの管理について議論され、CCPRは、エチレンオキシドが一部の国では燻蒸剤等として使用されていることを確認したうえで、農薬の使用以外に生じたエチレンオキシドを汚染物質として管理するための食品汚染物質部会 (CCCF) による最大基準値 (ML) の迅速な設定につながるとし、食品添加物、汚染物質及び動物用医薬品残留物のリスク評価機関であるFAO/WHO合同食品添加物専門家会議 (JECFA) が先導的に評価し、JMPRがそれを支援することに合意した。

今次会合では、2024年に開催されたCCCF第17回会合において、エチレンオキシドを評価の優先リストに含めることが合意され、JECFAが利用可能なデータ等について考慮し、い

つ評価が行えるかについて検討すること等が報告された。

議題 4 (a) FAO/WHOからの関心事項

2023年におけるFAO/WHO合同農薬管理合同会議（JMPM）やFAO/WHO合同農薬規格専門家会合（JMPS）の活動報告のほか、FAOから農薬管理やリスク評価に係る能力向上に関する取組やHHPs (highly hazardous pesticides) のリスク削減に関する取組、WHOから飲料水中における残留農薬に関する取組、ダイオキシンやダイオキシン様化合物に係る取組、食品の汚染を原因とする疾病による損失推計に関する取組について報告された。

ウガンダより、バンコク（タイ）でアジア諸国向けに開催された残留農薬リスク評価及びMRL設定に関するワークショップと同様のワークショップのアフリカ地域での開催が要請され、FAOより可能性を検討する旨の返答があった。

議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項

FAOと国際原子力機関（IAEA）の共同プログラムであるFAO/IAEA合同食品・農業核技術センターの活動のうち、CCPRの作業に関連するものとして、放射性同位体を用いた動物用医薬品の動物中における減衰に関する共同研究（農薬としても使用されるジフルベンズロンで実施）や途上国における農薬の残留物分析に関する能力開発について報告された。

ウガンダ及びケニアより、同センターによる能力開発に対して謝意が示された。

議題 5 (a) 2023年JMPRにおける一般的検討事項の報告

2023年に開催されたJMPRの報告書のうち、一般的検討事項についてJMPR事務局より紹介された。

長期ばく露量の推定値としてJECFAにおいて動物用医薬品残留物の長期ばく露量の推計に使用されているGECDE (the global estimate of chronic dietary exposure) の方法論を農薬残留物へも適用することについて、概ね支持された。一方、各国からは、推定値の信頼性、貿易への影響等に関する意見が提出され、引き続き調整する必要があるとされた。また、現在のMRL導出時に推定されているIEDI (the international estimated of dietary intake) からGECDEへの方法論の移行については、オーストラリアから2025年に開催される第56回会合において正式に話し合う機会を設けるべきだとの意見があり、JMPR事務局は、移行すること自体は決定しているが時期は未定であると説明した。

以上を踏まえ、JMPRに対し、これらの各国の懸念を考慮した更なる検討の結果を第56回会合（2025年）で報告するよう求めるとともに、各国に対し、GECDE算出に使用される食品消費量データベース（CIFOC0ss）へのデータの提供を呼びかけることとされた。

議題 5 (b) CCPRで生じた特定の懸案に対する2023年JMPRの回答

2023年に開催されたJMPRの報告書で取り扱われたIndoxacarb(216)、Mefentrifluconazole(320)、Metalaxyl(138)、Phosmet(103)について、議題6で議論された。

議題 6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ7）及び原案（ステップ4）

過去の部会でステップを留められたMRL原案、並びに2023年JMPRにより新たに勧告されたMRL原案（CX/PR 24/55/5）等について、ステップ4で検討された。

今次会合においてMRL原案が検討された農薬は以下のとおりである。なお、今次会合においては、ステップ7（MRL案）として保留されていた農薬に関する議論はなかった。

農薬名	ステップ 5/8 ※ 1	CXL-D ※ 2	ステップ 7and4 ※ 3	MRL-W ※ 4
Carbaryl (8)		○		
Dimethoate (27) / Omethoate (55)			○	
Methyl Bromide (52)			○	
Piperonyl butoxide (62)				
Pyrethrins (63)				
Carbendazim (72)				
Thiophanate-Methyl (77)	○			
Dinocap (87)	○	○		
Carbofuran (96)		○		
Phosmet (103)	○	○		
Iprodione (111)	○	○	○	○
Guazatine (114)			○	
Cypermethrins (118)	○	○		
Permethrin (120)				
Diflubenzuron (130)	○			
Deltamethrin (135)	○			
Metalaxyl (138)			○	
Prochloraz (142)				
Carbosulfan (145)		○	○	
Propiconazole (160)	○	○	○	
Bifenthrin (178)				○
Fipronil (202)			○	
Indoxacarb (216)				
Boscalid (221)	○			
Difenoconazole (224)	○	○		
Clothianidin (238)	○	○		
Fluopyram (243)	○	○		
Thiamethoxam (245)	○	○		
Acetamiprid (246)	○			
Emamectin Benzoate (247)				
Flutriafol (248)			○	
Dinotefuran (255)	○	○		
Cyantraniliprole (263)	○	○	○	
Imazapyr (267)	○	○		
Cyflumetofen (273)	○			
Oxathiapiprolin (291)	○			
Fluazinam (306)				
Triflumuron (317)				
Mefentrifluconazole (320)	○			○
Tetraniliprole (324)	○			○
Broflanilide (326)	○	○		
Isoflucypram (330)	○			

農薬名	ステップ 5/8 ※ 1	CXL-D ※ 2	ステップ 7and4 ※ 3	MRL-W ※ 4
1,4-Dimethylnaphthalene (331)	○			
Florylpicoxamid (332)	○			
Isocycloseram (334)	○			
Isotianil (335)	○			
Mepiquat Chloride (336)	○			
Tricyclazole (337)	○			

※1：MRL 原案をステップ 6 と 7 を割愛して CAC の採択に諮ることとされた農薬

※2：コーデックス MRL (CXL) の廃止が提案された農薬

※3：MRL 案/原案がステップ 7 または 4 に維持された農薬

※4：MRL 案/原案が取り下げられた農薬

いくつかの農薬について、JMPR における評価の状況の説明があった。また、提案されたほとんどの MRL 原案について、ステップ 5/8 で第 47 回 CAC (2024 年) の採択に諮ることが合意された。

特段の議論があった MRL 原案及び既存の CXL は以下のとおり。

Piperonyl butoxide (62)

JMPR 事務局は、Piperonyl butoxide について、作物残留試験の例数が不足しデータが限られているため、MRL を勧告することができないと説明した。

CCPR は、2023 年に JMPR が実施した評価は、定期的再評価の一部ではなく、追加の使用方法に関連するものであることから、第 56 回会合 (2025 年) で議論するため、優先度リストの表 2B から表 2A に移動したうえで、全ての CXL を維持することに合意した。

Pyrethrins (63)

JMPR 事務局は、Pyrethrins について、使用方法 (GAP) に合致した作物残留試験が行われておらずデータが限られているため、MRL を勧告することができないと説明した。

CCPR は、作物残留試験等データ等の MRL の導出に必要なデータの提供者 (以下「データスポンサー」という。) に対し、定期的再評価に必要なデータを収集する機会を提供するため、優先度リストの表 2B から表 2A に移動したうえで、全ての CXL を 1 年間維持することに合意した。

Carbendazim (72)

JMPR 事務局は、Carbendazim について、毒性評価のための十分なデータが提出されなかったため、健康影響にも基づく指標値である許容一日摂取量 (ADI) 並びに急性参照用量 (ARfD) がともに取り消されたことを説明した。

インドは、多くの国で広く使用されている農薬であり、CXL の廃止による貿易への影響があると指摘し、イラン、シンガポール、ウガンダ、及びデータスポンサー代表から支持が示された。一方、EU 及びスイスは、25 年以上前に実施された毒性評価に基づいていることから、CXL を即時廃止するべきとした。

これらの説明や見解に対し、データスポンサー代表から、データ提供へのコミットメントが示されたため、CCPR は、定期的再評価に係る優先度リストに含めて 2025 年に開催される JMPR において優先評価することとし、全ての CXL を維持することに合意した。

Thiophanate-Methyl (77)

JMPR 事務局は、Thiophanate-Methyl について、残留物の定義にはその代謝物として Carbendazim が含まれることを明確にするとともに、少量しか存在しない場合には毒性への懸念がないと説明した。

これに対し、EU 及びスイスは、自国域において設定している残留物の定義と異なることを理由に、アーモンドを対象に提案された MRL 原案を先に進めることを留保した。我が国からは、国内の再評価に向けて準備しており、改めて作物残留試験データが準備できれば手続に従い、JMPR 評価に係る優先度リストへの掲載について相談することを発言した。

CCPR は、勧告された MRL 原案をステップ 5/8 で CAC の採択に諮ることに合意した。

Iprodione(111)

EU 及びスイスは、複数の代謝物の遺伝毒性が十分に検討されていないことを理由として、アーモンド、さや付き豆等の MRL 原案を CAC による採択に諮ることを留保した。また、EU 及びスイスは、急性の食事性ばく露への懸念のため、ブラックベリーとラズベリーについても同様に留保した。

EU、シンガポール及びタイは、JMPR によって確認された消費者への急性の健康リスクを理由として、ブロッコリーの MRL 原案を先に進めることに反対した。

CCPR は、ブロッコリーの MRL 原案を取り下げること、potato culls（食用以外に選別されたばれいしょ）については、ばれいしょとは別の MRL 原案が勧告されていることから、データスポンサーに追加情報の提出要請をするとともに、JMPR で評価されるまでの間、ステップ 4 で維持すること、その他の MRL 原案については、ステップ 5/8 で CAC の採択に諮るほか、関連する CXL を廃止することに合意した。

Permethrin(120)

JMPR 事務局は、Permethrin について、主要データの提出が遅れ不十分でもあったため、リスク評価のための残留物の定義を決定することができず、よって MRL が勧告できずさらに、長期及び短期のばく露評価で使用する値も推定されなかったと説明した。

これらの説明に対し、データスポンサー代表から、JMPR による評価に必要な追加データの提出へのコミットメントが示されたため、CCPR は、JMPR で評価されるまでの間、全ての CXL を維持することに合意した。

Metalaxyl(138)

CCPR は、Metalaxyl について、第 54 回会合（2023 年）で行われた JMPR 事務局の説明を踏まえて、懸念事項への回答を要求する様式であるコンサーンフォームが撤回されたことを確認した。

Prochloraz(142)

CCPR は、Prochloraz について、2023 年の JMPR では評価が完了しておらず、2024 年の JMPR で評価が継続されるため、現時点で評価すべき勧告がないことを確認した。

Carbosulfan(145)

JMPR 事務局は、Carbosulfan について、ARfD 超過が確認されたマンゴーとなすを除く、全ての CXL の廃止が勧告されることを説明した。

シンガポール及び EU は、ARfD 超過を理由として、なすとマンゴーの MRL 原案を先に進めることに反対した。

CCPR は、データスポンサーから、代謝物に関する毒性データを 2026 年に開催予定の

JMPR までに提出することへのコミットメントが示されたことから、追加データが JMPR で評価されるまでの間、ステップ 4 でなすとマンゴーの MRL 原案を維持し、他の全ての CXL を廃止することに合意した。

Propiconazole(160)

シンガポールから、rice、polished（精米）の MRL 原案として 10 mg/kg とすることが勧告されているが、2023 年に開催された JMPR の報告書によれば、この値は parboiled polished rice（水への浸潤後蒸して乾燥させた米）のデータに基づき勧告されたものであり、精米を対象とした MRL 原案として適切ではないと指摘された。我が国からもその指摘を支持するとともに、加熱加工品である parboiled polished rice は精米の一種ではなく、別の食品として扱われるべきことを説明した。parboiled polished rice がコーデックス食品・飼料分類の「精米」の定義に含まれないことはその場で確認され、JMPR による MRL の勧告を見直すことになった。

CCPR は、parboiled polished rice について、ステップ 4 で MRL 原案を維持し、その他の MRL 原案については、ステップ 5/8 で CAC の採択に諮るとともに、関連する CXL を廃止することに合意した。

Fipronil(202)

CCPR は、JMPR で評価されるまでの間、「コーデックス手続きマニュアル」に規定された 4-year rule（CXL を 4 年間に限って維持し、その間にデータが提出されれば JMPR での評価を行い、提出されない場合には CXL を廃止する）に基づき、既存の CXL と MRL 原案をステップ 4 で維持することに合意した。

Indoxacarb(216)

JMPR 事務局は、Indoxacarb について、EU のばく露評価と代謝物の毒性に関する懸念について、2023 年に行った評価では、ARfD を超えるばく露量はわずかであり、定期的再評価の優先順位を変更する具体的な理由はないと説明した。

CCPR は、データスポンサーに JMPR が評価するためのデータの提出を要請するとともに、議題 10 において、優先度リストを表 2A に移すこととし、2026 年の JMPR において評価することを、第 56 回会合（2025 年）において議論することに合意した。

Clothianidin(238)

EU 及びスイスは、クミンシード、クコの実等に対する新規 MRL 原案の勧告について、当該農薬が世界的な花粉媒介者の減少に関係しているとの理由から、先に進めることを留保した。

これに対し、我が国から、花粉媒介者へ潜在的に影響がある化学物質は多くあるが、その使用方法が重要であり、例えば、開花期を避けて使用すれば、花粉媒介者への影響はない。そのため、MRL は花粉媒介者保護といった環境問題に対する適切なツールでない旨を発言した。CCPR は、勧告された新規 MRL 原案を、ステップ 5/8 で CAC の採択に諮ることに合意した。

Emamectin Benzoate(247)

EU は、Emamectin Benzoate について、代謝物の一部は親化合物よりも毒性が高い可能性があり、JMPR は次回の評価で考慮する必要があるかもしれないと言及した。

JMPR 事務局は、一部のデータはヒトの健康への影響を評価する上で適切な代用とはならない動物を用いた実験によって収集されたものであり、JMPR による勧告は適切であると説

明した。

Flutriafol(248)

Flutriafolについて、データスポンサー代表は、2026年の JMPR による評価に係る優先度リストに含まれており、こめ製品が提供データに含まれるであろうとした。

CCPRは、こめに関するデータを提出する意向が示されたため、JMPRで評価されるまでの間、MRL原案をステップ4に維持することに合意した。

Cyantraniliprole(263)

EU及びスイスは、勧告されたMRLの値の計算に矛盾があることを理由に、乾燥豆(サブグループ)、乾燥えんどう豆(サブグループ)、ぶどう、オリーブ、及び油生産用オリーブのMRL原案を先に進めることを留保した。

JMPR事務局は、オリーブと油生産用オリーブに関して、入手可能なデータに基づいてMRL設定したことを説明した。データスポンサー代表は、EUが設定している3 mg/kgのMRLを支持し、JMPRによる計算の見直しを要請した。これに対してJMPR事務局は評価を見直すことに同意し、MRL勧告を修正すべき場合には、第56回会合（2025年）において通知するとした。

CCPRは、食用オリーブ及び油生産用オリーブのMRL原案を、JMPRで評価されるまでの間、ステップ4に維持するとともに、残りのMRL原案についてはステップ5/8でCACの採択に諮るほか、関連する既存のCXLを廃止することに合意した。

Fluazinam(306)

JMPR事務局は、Fluazinamについて、代謝物及び不純物に関するデータの提出が遅れたため、2023年のJMPRで評価が完了できず、2024年のJMPRで評価が継続されることを説明した。

CCPRは、EUがデータスポンサーに対して完全で質の高いデータ一式の提供を要請することを確認した。また、Fluazinamには、コーデックス委員会が設定する農薬の番号として306と333が同時に与えられていたが、一貫性を保つために306を維持し、333は新たな農薬に付することを確認した。

議題7 長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ4）

第51回会合（2019年）において、認証標準物質（CRM）が残留農薬の分析の際に適切性を判断する様々な目的で使用されている一方、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されており、期限が切れたCRMは使用することができず、新たにCRMを入手するのは困難である（コストが高く、途上国では入手が困難。また、場合によっては入手自体ができない）こと、適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎてもCRMの純度等に大きな変化がないことから、アルゼンチンとインドが期限切れのCRMの使用に関する討議文書を作成し、長期保存された標準物質（CRMを含む。）の有効活用に資する新規作業が提案された。数次の会合における議論を経て、第54回会合（2023年）において、認証標準物質ではない標準物質を対象とする等の修正を経て、新規作業として合意された。

今次会合では、2回の会期内作業部会が開催され、第54回会合（2023年）において設置された電子的作業部会（EWG、議長国：インド、共同議長国：アルゼンチン、シンガポール）で検討された長期保存における農薬の標準物質の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン案（標準物質や標準溶液を長期間保存して使用しようとする場合における保管方法その他の要件、純度や安定性を確認する手順について規定）が修正された。なお、本ガ

イドラインにおいて標準物質の混合溶液についても取り扱うことが提案されたが、新規作業提案された所掌範囲に含まれていなかったこと、追加・修正すべき規定が広範にわたることから、まずは本来想定された範囲で内容を固めることとされた。

本ガイドラインの修正案についてステップ5にてCACの予備採択に諮ること、また本ガイドライン案の範囲を標準物質の混合溶液も含むよう拡張することをCACに報告することに合意した上で、EWG（議長国：インド、共同議長国：カナダ、イラン、シンガポール）を再設置し、拡張した範囲の規定の追加も含め、第56回会合（2025年）に向けてさらに検討を進めることとなった。

なお、我が国の意見については、提出した議場配布文書(CRD16)に基づき、関連するコーデックスガイドライン「食品の輸出入検査に関与する試験所の能力評価に関するガイドライン」（CXG 27-1997）との整合性を図るため、試験所の認定取得に関する記述がISO/IEC 17025認定を明示的に要求しない内容に改められたほか、一部の用語の定義について、既存のコーデックスガイドライン「食品及び飼料中の農薬残留物の定量分析法を対象とした性能規準に関するガイドライン」（CXG 90-2017）から転記することが認められた。

議題8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

第51回会合（2019年）以降、MRLの定期的再評価時に必要とされるデータを作成したり提出したりする者がいない場合（データサポートがされない場合）についての議論を行ってきたが、第54回会合（2023年）において、これまでの検討結果を踏まえ、健康への懸念が特定されていない農薬については、引き続きfour-year ruleに沿って取扱うこととされた。また、会合毎にEWGを設置してデータサポートがされていない化合物の管理を行うこと（CCPR内部手続として整理）となった。

今次会合においては、JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストにおいてデータサポートがされないことが特定された6農薬（amitraz(122)、bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)、dinocap(87)及びmethamidophos(100)）について、以下内容に係るEWG（議長国：チリ、共同議長国：ケニア、インド）での検討結果について議論が行われた。

- amitraz(122)、bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)について、全てのCXLを廃止すること
- dinocap(87)のCXLを廃止した場合のmeptyldinocap(244)CXLへの影響
- methamidophos(100)のCXLを廃止（玄米、稲わらのCXLは維持）した場合のacephate(95)CXLへの影響

オーストラリアや米国から、methamidophosについて、毒性が高いことから世界的に使用を中止する必要性があるが、acephateの代謝物でもあることから、CXL廃止に対する懸念が示された（我が国からも、同様の意見として、CXLデータベースやJMPR評価書において、methamidophosのCXLがacephateの作物残留試験での代謝物としてのmethamidophosの残留データに基づき設定されていることが作業文書に挙げられた玄米及び稲わら以外でも確認できることから、CXL廃止は慎重にすべき旨発言した）。その他、dinocapについては共通代謝物meptyldinocapがあることを確認した。

今次会合に先立つ非公式オンライン会合での米国の発言を踏まえ、昨年合意した「内部手続」に基づけば、CXLを維持するためのデータ提出へのコミットメントがなかった農薬についても、CCPRは再度確認すべきであり、これら農薬のCXL廃止については第56回会合（2025年）まで結論を保留する方向となっていたが、各国の関心はあるもののデータが提出されず、無意味に結論が伸ばされることへの懸念が示された。

データの提出がない場合の対応も含め、議論した結果、これら6農薬については、新たに設置するEWG（議長国：チリ、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、インド、ケニア）の下で、「内部手続」により引き続きデータサポートの有無を確認するほか、代謝物が共通であるacephate及びmeptyldinocapへの影響についても考察すること、また、このプロセスを経ても、再評価に必要な十分なデータが提出されない場合には、第56回会合（2025年）においてCXL廃止を決定することが合意された。

議題9 各国の農薬登録の情報

農薬登録情報データベースの開発について、第53回会合（2022年）で報告されていた。定期的再評価の基本的な単位である15年以内に毒性評価が行われていない数十種類の農薬について、ドイツ主導のEWG（議長国：ドイツ、共同議長国：オーストラリア）が昨年度各国に対して行った調査の取りまとめ結果が報告されたほか、農薬登録情報データベースに必要なデータの収集や分析の促進に資する改善策や、健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理に関連し、再評価を計画する上で十分な情報が得られたか等について、意見交換が行われた。

健康への懸念が示されていないが、定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない農薬に対する検討作業の補完を視野に、農薬登録情報データベース開発が進められているところ、EWGの議長国を務めたドイツからは、データベースに登録されている化合物の状況が報告され、回答した国数が少ない等の問題はあるものの、各グループ（JMPRにおける（再）評価を受けた時期により分類）において、各国において登録のある農薬が特定された旨報告があり、成果物は定期的再評価時にデータ提出等のサポートのない農薬に関するEWGでの作業に提供したいとの発言があった。一方、優先度リストEWGの議長国であるオーストラリアからは、15年以上前に評価され次の再評価時期が未定の農薬が掲載されている優先度リストの表2Bに新たに追加される農薬を対象として、作業を継続することが提案された（年10農薬程度の作業を想定）。

議論を経て、再評価をスケジュールする（表2Aに移す）際には、データサポートの確認が必要であり、そのためには各国での登録状況が重要な情報源となることから、本EWGで行っていた作業については、サポートがされていない化合物の管理におけるEWG（議長国：チリ、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、インド、ケニア）が引き継ぐこととされた。

議題10 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

EWG（議長国：オーストラリア）が作成した、2023年以降にJMPRが毒性及び残留に関する評価を行う農薬の優先度リストについて議論された。

オーストラリアから、慣行に合わせ、新規農薬は6農薬、新規用途は20農薬（補欠として3農薬）を予定しているほか、再評価については例年より多い10農薬をリストしているが、このうち7農薬はfour-year ruleに基づくものであるため、実際にデータが提出され再評価を受けるのは6農薬と見込んでいる旨の説明があった。また、この20農薬の中には、議題13においてトマト類又はピーマン・とうがらし類からなすへのMRLの外挿が提案された農薬が5つ（pyriproxyfen、fludioxonil、flubendiamide、metaflumizone、pyraclostrobin）が含まれていたところ、これらの農薬にはなすも追加（外挿によるCXL設定）することとなった。

さらに、オブザーバーであるGlobal Pulse Confederation (GPC) からは、spinetoramについても同様に、新規用途の追加に併せてなすへの外挿によるCXL設定を評価に加えることが提案された。spinetoramは、2026年のJMPRで新規用途の追加が評価される予定であ

ったが、折衷案として2025年のJMPRにおける新規用途の補欠4番目の農薬として追加することが提案された（2025年のJMPRにおける評価を保証するものではなく、概ね公平な措置として我が国も支持した）。EUからは、公平性への懸念がないとは言えないとの見解が示された一方で、当該農薬並びになすを重要と考えるガーナ等アフリカ諸国が、これを強く支持したため、spinetoramを補欠に加えることで合意した。

また、ipflufenquinの製造事業者からは、評価対象作物を仁果類ではなくりんご及びなしとした上で、茶を追加する旨、タイからは、indoxacarbにタイ産なすを、spinetoramにカイランを追加する旨発言があった。インドからは、カルダモン、クミンなどのスパイスを対象に複数の農薬残留物のモニタリングデータを準備しており、優先度リストに加える旨の申し出があり、データが揃い次第、2026年以降のJMPRによる評価のための追加を検討することとされた。

議題11 CCPRとJMPRの手続強化

近年、JMPRによる評価のキャパシティの制限により、新規農薬に対してCXLが設定されるのに時間を要しており、さらに直近ではCOVID-19の影響によりバーチャルミーティングとなった時期があったこと等によりJMPRによる評価結果が少なくなっている。今後、現在のシステムではJMPRが必要な評価を進められないことを踏まえたデータスポンサー代表からの提案に基づき、第53回会合（2022年）で議論が行われ、短期的、長期的な観点からのロードマップを検討するEWG（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ、フランス、ドイツ、ウガンダ）が設置された。第54回会合（2023年）において、当該EWG報告書についてJMPRの意見を求めた上で改めて今次会合に提示することが決定されていたものである。

今次会合に提示された文書においては、対策が①農薬製造事業者が提出する評価に必要なデータ等をまとめたドシエの様式の標準化や電子化、追加のJMPR会合開催といった現行のプロセスの中での改善に当たるもの（短期的アプローチ）と②ガバナンスや構造の変革を伴う大幅な改革（長期的アプローチ）に大別され記載されている。

米国からは、これら提案に概ね支持があったことが紹介されたほか、新規用途の追加に特化したJMPRの追加会合を実施するため、米国が財政的支援を検討していることが表明された。一方、データスポンサーにより提出されたデータの品質が十分でなく当該年に評価を実施できないことがあるなどJMPRのリソースが十分に活用されていないことが問題との指摘も多く、その対応策として、要求された水準を満たさないデータは拒否できる仕組みの導入、提出されるデータの標準化、電子化など品質改善に向けた取組も短期的アプローチの中で重要とされた。また、長期的アプローチは、CCPR及びJMPRの作業プロセスなどに話が及ぶので、JMPRを管理するFAO及びWHO、CACといった上位レベルでの議論が必要であり、具体的な解決策については外部コンサルティングの活用を提案する意見があった。

各国の意見を踏まえ、短期的アプローチに絞ったEWG（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ、ウガンダ）を新たに立ち上げ、第56回会合（2025年）に向け、①JMPRの追加会合の開催に向けた調整（各国や関係者の支持の確認、評価対象の検討等）、②開催に必要な財政支援が得られない場合は、それに代わる手法の検討、③JMPRのリソースを有効活用するための具体的な試行策の募集を進めることとされた。

議題12 CCPRとCCRVDFにおける作業の調整：農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同作業部会- 作業の状況

第44回CAC（2021年）において、CCPRとCCRVDFによる合同EWGが設置され、農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する調和のとれたMRL設定に関連する手続及び技術的課題についての検討がされてきた。第54回会合（2023年）において、改めて合同EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル及びNZ）を再設置し、両方の用途で使用する物質の特

定及びこれらに異なるMRLが設定・勧告されている場合の作業や、食品分類に不整合がある場合の作業を行っていくこととなった。

今次会合では、作業の状況に基づき、①EWGの参加メンバーに比べ、コメント又は情報の提出等により実際に貢献しているメンバーが著しく少なく、参加メンバーの実情を反映した意味のある成果物を得るのが困難な状況にあること、②EWGはCCPRとCCRVDFのそれぞれの会合に報告するため、特に複雑な問題に関しては、両会合の間を行き来するのみで、いつまでたっても結論が得られない可能性があることを踏まえこれまでのようにEWGのみではなく、オンライン会議システムを使用した対話形式によるバーチャル合同WGの8月開催が提案された。

この提案に対し、各国から特段反対する意見はなく、バーチャル会合の開催も含め、CCPRとCCRVDFの間の横断的な課題に関する合同EWGの作業をさらに進めること、また、CCPRの参加者に対しては、提案されたバーチャル会合に参加するほか、国内のCCRVDF担当者に連絡を取り、共通のポジションを持って積極的に本EWGの作業に参加するよう推奨することとされた。

議題13 トマトやピーマンのCXLs設定を受けたなすにおけるCXLs設定の検討

第54回会合（2023年）において、なすを含むサブグループ12Cに、代表作物としてサブグループ12Aのトマトやサブグループ12Bのチリペッパー（とうがらし）やスイートペッパー（ピーマン）を加えることに合意した。他方、GPCから、今回の代表作物の追加により、これまでにトマトやピーマンにCXLが設定された農薬について、サブグループ12Cに含まれるなすを対象に外挿によるCXL設定が可能かを検討すべきではないか（なすと農薬の使用方法(GAP)が同じとみなすことができるトマトやピーマンのデータを、作物残留試験データがないなすに外挿するアプローチは2018年のJMPRにおける合意事項）との意見があり、今次会合において、その手法に基づくCXL設定について議論が行われた。

GPCは、第54回会合（2023年）による合意事項に基づき自ら実施した既存データを活用したなすへのMRL外挿の正当性を説明するとともに、同様の手法により他の主要でない品目（マイナー作物）のMRL設定方法として有効であると主張した。さらに、19農薬で提案されたCXLは、トマト類又はピーマン・とうがらし類でのグループCXL設定に際してJMPRが評価に使用したデータセットに基づくこととなるほか、なすの摂取量はこれらのグループに比べ少なく、ばく露評価で問題になることも考えにくいことから、即時にCXLとしてCACの採択に諮ることを提案した。

これに対して各国からは、外挿によりマイナー作物に対してCXLを設定することの重要性は認めつつも、JMPRの評価を受けずにCXLを設定するのはこれが初例であり、手続的にも疑問があること、グループCXL設定の根拠とできる作物残留試験の要件や代謝物の評価法などには変遷があるため、機械的に同じCXLを設定できるとは限らず、改めてJMPRで評価を行うべき等の慎重な意見（実施内容はJMPRによる通常の評価とは言えずまた、CACにMRL案の採択を諮る手続としても異質）が述べられた。

今次会合では、このGPCによる提案と主張に基づく議論に多くの時間が割かれたが、結論として、JMPRにおいては19農薬の全てについてレビューを行う余裕はないことから、まずはGPCによって試行されたマイナー作物へのMRL外挿の方法論について、JMPRに評価を求めることとされ、19農薬のうち2025年のJMPRで新規用途の追加が評価される予定である6農薬については外挿によるなすへのCXL設定についても評価に含めること（議題10参照）とされた。

議題14 その他の事項

EUより、複数のパートに分割して議論・改訂された「食品及び飼料のコーデックス分類」

及び「農薬のMRLの外挿に係る代表作物選択の原則とガイダンス」の全体版を早期に公表するよう要請されるとともに、新たな分類のCXL設定作業への適用や既存のCXLへの新たな分類に基づくコードの割り当てについて説明が求められた。

コーデックス事務局から、「食品及び飼料のコーデックス分類」及び「農薬のMRLの外挿に係る代表作物選択の原則とガイダンス」の公表については、今年度中にウェブサイト公開できる見込みであること、2023年のJMPRによるMRL勧告では、移行期間中であつたため一部旧分類が使用されていた（改訂後に「筋肉」とされたものが脂肪を含む「肉」のままなど）が、今後は新たな分類が使用されることが説明された。

一方、新分類に基づくコードの既存のCXLへの割り当てについては、改訂作業を経て分類が変更になったもの（例えば、日本産かきについては、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）から仁果類へ、チャイブ又はあさつきについてはハーブ類から鱗茎類へ）があるところ、特に移行前又は移行後の当該食品を含むグループにCXLが設定されている場合、コードの振り直しにとどまらず、CXLの見直しを検討する必要がある場合もあると想定されるところ、データベースへの実装に向けてはコンサルタントの雇用が検討されているが、必要な専門知識を持つ者が限られているほか資金面の課題もあるため、第56回会合（2025年）で進捗が報告されることとなった。

議題15 次回会合の日程及び開催地

第56回会合（2025年）について、日程は、2025年5月後半（19日から24日）を予定（場所未定）していることが報告された。

議題16 報告書の採択

報告書について各国等からのコメントを適宜反映の上、採択された。

（以上）

残留農薬部会（CCPR）の今後の作業

責任部局	目的	事項	ステップ
・第87回CCEXEC ・第47回CAC	点検・採択	CCPRにより採択することが提案された農薬/作物ごとのMRL	5/8
・第87回CCEXEC ・第47回CAC	点検・廃止	CCPRにより廃止することが提案された農薬/作物ごとのCXL	---
・第87回CCEXEC ・第47回CAC	点検・取下げ	CCPRにより手続から取り下げられた農薬/作物ごとのMRL	4 7
・2024年JMPR ・加盟国 ・第56回CCPR	検討 アクション	JMPRからの更なる評価を待ちCCPRにより保留された農薬/作物ごとのMRL（以前に設定されたガイドラインレベルを含む。）	4 7
・第87回CCEXEC ・第47回CAC	点検・採択	ペッパー類のグループ/サブグループのCXLの過去の決定に基づく修正：オクラのMRL	---
・第87回CCEXEC ・第47回CAC	点検・採択	食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の過去の決定に基づく修正：クラスD（植物由来加工食品）の追加食品（ケチャップ）	---
・第87回CCEXEC ・第47回CAC ・EWG（議長国：インド、共同議長国：カナダ、イラン及びシンガポール） ・第56回CCPR	点検・採択 議論 コメント 検討 アクション	・長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の安定性と純度のモニタリングに係るガイドライン策定 ・ガイドラインの範囲を混合溶液まで拡大	5
・EWG（議長国：チリ、共同議長国：豪州、エクアドル、インド及びケニア） ・第56回CCPR	議論 検討 アクション	・健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理 ・国別農薬登録データベースの管理	---
・ドイツ ・Codex事務局 ・加盟国 ・第56回CCPR	コメント 検討 アクション	国別農薬登録データベースの理解と使用を促進するためのトレーニング資料や能力開発活動の必要性や形態を決定するための調査	---
・第87回CCEXEC ・第47回CAC ・EWG（議長国：豪州）	点検・承認 議論 コメント 検討 アクション	JMPRに評価を依頼する農薬の優先度リスト	---

- EWG（議長国：米国、共同議長国：コスタリカ及びウガンダ） - 第56回CCPR	議論・検討 アクション	CCPRとJMPRの手続強化：機会、課題及び次の段階に関する勧告	---
- CCPR/CCRVDf合同EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル及びNZ） - 加盟国 - 第56回CCPR - 第27回CCRVDf	議論・検討 アクション	- 農薬と動物用医薬品両方で使用される化合物を含めた共通の関心事項に関するCCPRとCCRVDfにおける作業の調整 - CCPR参加者に対し、合同EWGバーチャル会合への参加と、CCRVDf担当者との連携しての合同EWG及びバーチャル会合における作業での方針の調整と積極的な参加を推奨	---
- JMPR事務局 2024年JMPR - 第56回CCPR	議論・検討 アクション	- トマトやピーマンに既に設定されているMRLに基づきなすのMRLを設定する手順としてGPCが述べているものについて検討し、GPCが提案する手順の改善や外挿によりマイナー作物にMRLを設定する手順として将来的に組み込み得るかをJMPRが勧告 - 食事性暴露評価、GAPの記述、残留試験の代表性、懸念される残留物及び代謝物の定義、リスク評価に影響するその他関連側面について、GPCが行った作業をレビュー - CX/PR 24/55/12に記載された方法が外挿に係る適切な根拠となるかどうか、ならない場合には、マイナー作物のMRL設定を強化するために、実用的かつ効率的で科学的根拠に基づいたアプローチとするために、評価方法にどのような修正ができるかを助言	---
- Codex事務局 - JMPR事務局 - 加盟国	コメント 情報 アクション	食事調査データの食品消費量データベース（CIFOC0ss）への提供に関する回覧文書	---
Codex事務局	アクション	CCPR及びCACにおける過去の決定との整合性のためのCXLsの編集上の修正	---
- JMPR事務局 2024年JMPR	情報 アクション	フルアジナムのID番号は306を保持し、333番は新規化合物に割り当て	---

• Codex事務局 • JMPR事務局 • 第56回CCPR	検討 アクション	第40回CCPRにおける勧告事項である牛乳と乳脂肪のCXLsへの脚注を取り入れるため、CodexデータベースでCXLsを確認	---
• Codex事務局 • 第56回CCPR	情報 アクション	以下に係る進展の報告： • 食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の改訂版及び農薬のMRLの外挿に係る代表作物選択の原則とガイダンス（CXG 84-2012）の公表 • CXLsが改訂された食品及び飼料の分類に整合したものとなるよう農薬のMRLに関するCodexデータベースを更新するためのプロジェクト	---

第55回残留農薬部会（CCPR55）

2024/06/03～06/08
成都（中国）

Codex連絡協議会
2024/10/3



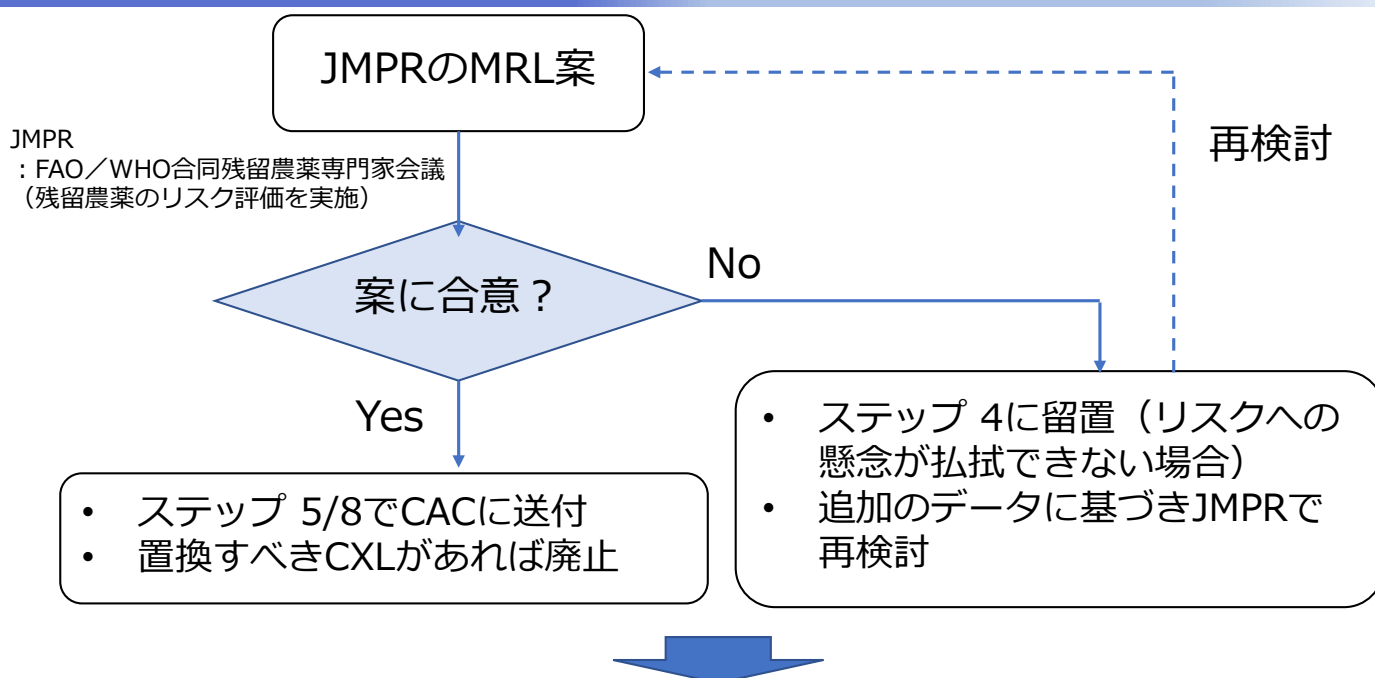
CCPR55の議題（1）

- ・ 議題 1 議題の採択
- ・ 議題 2 報告者の選任
- ・ 議題 3 コーデックス総会(CAC)及びその他の部会からの付託事項
- ・ 議題 4 (a) FAO／WHOからの関心事項
- ・ 議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項
- ・ 議題 5 (a) 2023年JMPRにおける一般的検討事項の報告
- ・ 議題 5 (b) CCPRで生じた特定の懸案に対する2023年JMPRの回答
- ・ 議題 6 食品又は飼料中のMRL案（ステップ7）及び原案（ステップ4）
- ・ 議題 7 長期保存における農薬の標準物質・標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定（ステップ4）
- ・ 議題 8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理
- ・ 議題 9 各国の農薬登録の情報
- ・ 議題10 FAO／WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

CCPR55の議題（2）

- ・ 議題11 CCPRとJMPRの手続強化
- ・ 議題12 CCPRとCCRVDFにおける作業の調整
農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関するCCPRとCCRVDFの合同作業部会 - 作業の状況
- ・ 議題13 トマトやピーマンのCXLs*設定を受けたナスにおけるCXLs設定の検討
(*CXLs:CACにおいて最終採択されたMRL(コーデックスMRL))
- ・ 議題14 その他の事項
- ・ 議題15 次回会合の日程及び開催地
- ・ 議題16 報告書の採択

議題6 食品又は飼料中のMRL案（ステップ7） 及び原案（ステップ4）



- ・ 49農薬についてMRL案等の検討を実施。
 - － このうち、29農薬についてMRL案に合意、コーデックス総会(CAC)に送付
 - － 1 農薬 (carbofuran) に関する全CXLsの廃止に合意 等

議題7 長期保存における農薬の標準物質・標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン策定

- 残留農薬を分析する際に使用する認証標準物質(CRM)は、分析値の品質を保証するために有効期限が設定されているが、
 - ①非常に高価で、途上国では入手が困難であること
 - ②適切に保管されていれば、通常、有効期限を過ぎても純度等に大きな変化がないことから、期限を越えて保存された標準物質(RM)*の有効活用に資する新規作業提案。
- 電子的作業部会(EWG)で検討された長期保存された標準物質・標準溶液の純度の安定性のモニタリングに関するガイドライン案について議論。

*認証の議論は困難であるためCRMからRMに対象変更

ガイドライン案には、RMやRMから調製した標準溶液を長期間保存して使用する場合における保管方法、純度や安定性を確認する手順が明記



- 会期中2回にわたる作業部会においてガイドライン案を大幅に修正。
⇒ ステップ5でCACの予備採択を求めることに合意。
- 今後、EWGを再設置し、RMの混合溶液も対象とすべく規定を追加するほか検討を継続。

4

議題8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

- CXLsは、15年を目安に再評価するルール(定期的再評価)。
- 定期的再評価に必要なデータ提出等がない場合、
「健康への懸念が特定されている農薬」については、新たにリスク評価が行われない限りCXLを廃止。
- 「健康への懸念が特定されていない農薬」の取扱いについては、以下のとおり決定(CCPR54)。
 - ①現行のルール(four-year ルール※)に沿って取扱う、
 - ※CXLを4年間に限って維持し、その間にデータが提出されればJMPRでの評価を行い、提出されない場合にはCXLを廃止するという現行ルール
 - ②会合ごとにEWGを設置して管理(CCPRの内部手続との位置づけ)、
 - ③データ提出支援のためコーデックス事務局をはじめ関係機関がどのような役割を果たすべきかコーデックスウェブサイトにおいて情報提供。

議題8 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の管理

- 健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていないことが特定された以下農薬のCXL廃止について、EWGでの検討結果に基づき議論。

amitraz(122)、bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)、dinocap(87)、methamidophos(100)（玄米、稲わらのCXLは維持）



- 新たに設置するEWGの下、引き続きデータサポートの有無を確認。
- acephate（methamidophosに代謝）や共通代謝物が存在するmeptyldinocapへの影響を考察。
- 本プロセスを経ても再評価に必要なデータが提出されない場合は、次回会合でCXLを廃止。

- bitertanol(144)、fenthion(39)、parathion-methyl(59)、dinocap(87)：国内農薬登録なし。国内への影響は特段ないと推察。
- amitraz(122)：国内農薬登録あり。データ所有者はCXL廃止受入れの意向。代替剤があり、国内登録が失効した際の影響は小さいと推察。
- methamidophos(100)：国内農薬登録なし（国内農薬登録があるacephateの代謝物であり、methamidophosのCXL・国内基準値の中には、acephateに由来するものがあり、影響の有無を検討する必要。

6

議題10 JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定

- CXL策定に向けてJMPRでリスク評価を実施する農薬のリストの作成、メンテナンスを実施。
（評価年別の新規農薬の評価リスト、新規用途の評価リスト、再評価リスト等）
- CXLの設定を希望する場合には、本リストに掲載されることが必要。



- JMPRにおいて新規用途で評価を予定する農薬のうち、議題13においてMRLの外挿*が提案された5農薬について、評価作物としてなすを追加（外挿によりCXL設定）。

*ある食品と農薬との組み合わせを対象に設定されているMRLを、農薬の残留の仕方や程度が類似すると考えられる他の食品に適用すること

- 関連し、2026年評価予定であった農薬について、新規用途の追加にあわせ、なすも用途として追加（外挿によりCXL設定）し、2025年評価予定の補欠として追加。

【参考】議題13
トマトやピーマンにCXLが設定された農薬について、ナス類へ外挿してCXLを設定できるか検討

議題11 CCPRとJMPRの手続強化

- 近年、JMPRによる評価のキャパシティの限界により、新規農薬に対するCXL設定が滞っており、さらに直近ではCOVID-19で対面による会合が制限されていたことも影響。
- 上記状況を改善するため、EWGで検討された現行プロセスの改善策（短期的アプローチ）や大規模な構造改革（長期的アプローチ）のためのロードマップについて議論。



- 短期的アプローチに絞ったEWGを設置。
〔データ所有者から提出されたデータについて、品質や要求の水準を満たさないものは拒否できる仕組みの導入、提出されるデータの標準化・電子化等〕
- 次回会合に向け、以下の内容について実施。
 - JMPRの追加会合開催に向けた調整
 - 財政支援が得られない場合の代替手段の検討
 - JMPRのリソースを有効活用するための具体策の検討

8

議題12 CCPRとCCRVDfにおける作業の調整 農薬と動物用医薬品両方で使用される物質に関する CCPRとCCRVDfの合同作業部会 - 作業の状況

- 単一で同一のMRL設定に関連する手続及び技術的課題について検討。
〔両方の用途で使用する物質の特定及びこれらに異なるMRLが設定・勧告されている場合の作業や、食品分類に不整合がある場合の作業を実施。〕



- ウェブフォーラムベースの検討時のコメントや情報提供が少なく、意味のある成果物を得るのが困難な状況を打破等することを目的に、以下の内容を確認。
 - 議論の効率化を目的に、対話型バーチャル合同作業部会の開催
 - 横断的な課題に関する合同作業部会の作業をさらに進行
 - 加盟国内においてCCRVDf担当者と連携し、積極的な参加を推奨

9

議題13 トマトやピーマンのCXLs設定を受けた ナスにおけるCXLs設定の検討

- 食品及び飼料のコーデックス分類において、ナス類を含むサブグループ12Cに、代表作物としてトマトやチリペッパー（とうがらし）・スイートペッパー（ピーマン）を加えることが合意。

グループ12 果菜類（ウリ科野菜を除く）

- サブグループ12A トマト
- サブグループ12B ペッパー、ペッパー様作物
- サブグループ12C ナス、ナス様作物

- トマトやピーマンにCXLが設定済の農薬について、ナス類へ外挿*してCXLを設定できるか、その手法に基づく基準値設定について議論。
(マイナー作物へのCXL設定が目的)



*ある食品と農薬との組み合わせを対象に設定されているMRLを、農薬の残留の仕方や程度が類似すると考えられる他の食品に適用すること

- 提案者によって試行されたマイナー作物へのMRL外挿の方法論について、JMPRに対して評価依頼。
- 2025年JMPRにおいて新規用途の追加が評価される予定の農薬について、外挿によるナスへのCXL設定に係る評価を追加（議題10関連）。